官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一七）　一
○警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令（同一八）　二
○消費者契約法施行規則等の一部を改正する内閣府令（同一九）　三
〔省　令〕
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務一四）　四
○研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令（文部科学・環境一）　五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一六）　七
○自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令（防衛五）　九
○統合作戦司令部組織規則（同六）　一三
〔告　示〕
○母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（内閣府三一）　四
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務八一）　五
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同八二）　六〇
○商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の一部を改正する告示（法務六六）　六六
○歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件（財務七五）　六八
○研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示（文部科学三五）　八九
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産四六八）　一〇九
○生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同四六九）　一一三
○肥料の登録が失効した件（同四七〇）　一一三
○道路に関する件（東北地方整備局二五～二九）　一一五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同三〇）　一一五
○道路に関する件（関東地方整備局一一一、一一二）　一一五
○道路に関する件（中部地方整備局二五）　一一五
○都市計画に関する件（近畿地方整備局三八～四〇）　一一六
○道路に関する件（同四一、四二）　一一六
○道路に関する件（四国地方整備局二〇）　一一六
○道路に関する件（九州地方整備局三四、三五）　一一六
○道路に関する件（北海道開発局二六、二七）　一一六
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第一項の規定による日本貸金業協会の業務規程の変更認可に関する公示（金融庁）　一二六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一三七
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一三七
産　業
日本産業規格（経済産業省）　一三八

府　令

○内閣府令第十七号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十四号）の施行に伴い、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長） **第三条**　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。 一～六　略 七　地区総監 八　［略］ 九　航空隊司令（航空群司令部、地方総監部又は地区総監部の所在地に所在する航空隊の長を除く。） 十～十三　［略］	（令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長） **第三条**　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。 一～六　同上 ［号を加える。］ 七　［同上］ 八　航空隊司令（航空群司令部又は地方総監部の所在地に所在する航空隊の長を除く。） 九～十二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

○内閣府令第十八号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）及び国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和六年財務省令第七十号）の施行に伴い、並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第八条の規定に基づき、並びに同法及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令を実施するため、警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

警察庁旅費取扱規則（昭和三十九年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（総則） **第一条**　国庫が支弁する警察庁及び都道府県警察に要する旅費の取扱いに関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第二項及び第十一条において「法」という。）、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。次条第二項において「令」という。）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。第七条及び第十条において「規程」という。）に定めるもののほか、この府令の定めるところによる。 （用語の意義） **第二条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二　略 三　旅行命令権者　第四条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の権限の委任を受けた者 ２　前項に規定するもののほか、この府令において使用する用語は、法及び令において使用する用語の例による。	（総則） **第一条**　国庫が支弁する警察庁及び都道府県警察に要する旅費の取扱いに関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「法」という。）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この府令の定めるところによる。 （用語の意義） **第二条**　［同上］ 一・二　同上 ［号を加える。］ ２　この府令において、「日当基準額」とは、内国旅行にあつては、法別表第一の一の表の区分に応じ、それぞれ同表の日当の欄に定める額をいい、外国旅行にあつては、法別表第二の一の表の区分に応じ、それぞれ同表の日当の欄に定める額をいう。ただし、法第二十七条に規定する旅行（法第四十二条において準用する場合を含む。）にあつては、第十八条第一項の規定により計算した額（第十八条第二項において準用する場合を含む。）をいう。

（職務の級）

第三条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項各号に規定する俸給表の適用を受けない者の職務の級は、これに相当する行政職俸給表㈠に定める職務の級とする。

［項を削る。］

（旅行命令権者）

第四条　旅行命令等の権限は、部局長に委任する。

［２・３　略］

４　旅行命令権者は、事故のためその職務を行うことができない場合には、他の職員にその職務を代理させることができる。

（他の経費から旅費の支給を受ける場合の旅費）

第六条　旅行者が、当該旅行について支給される旅費額のうち、当該旅費の支出又は支払をする者（以下この条及び次条において「支出官等」という。）以外の者から支給を受ける旅費がある場合には、支出官等以外の者から支給を受ける旅費に相当する部分の旅費額を控除した額を支給する。

（電磁的記録による旅費の請求手続）

第七条　規程第二十三条に規定する各庁の長が定める方法は、旅行者の使用に係る電子計算機と支出官等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法とする。

（証人等の旅費）

第八条　捜査上その他の必要により招致した証人、鑑定人、参考人、通訳その他これらに類する者には、職務の級が一級の職員に支給する旅費の例に準じて計算した額の旅費（次項において「一級の旅費」という。）を支給する。ただし、部局長が用務の内容、その者の学識経験等によりこれにより難いと認める場合には、相当すると認められる職務にある職員の例に準じて計算した額を支給することができる。

２　［略］

［条を削る。］

（職務の級等）

第三条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠以外の同項各号に規定する俸給表の適用を受ける者の行政職俸給表㈠に相当する職務の級は、定年前再任用短時間勤務職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は暫定再任用職員（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）以外の者については別表第一のとおりとし、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員については別表第二のとおりとし、一般職の給与に関する法律第六条第一項各号に規定する俸給表の適用を受けない者の職務の級はこれに相当する行政職俸給表㈠に定める職務の級とする。

２　法第三十四条第一項第一号イに規定する各庁の長が財務大臣に協議して定めるものは、警察庁次長及び警視総監とする。

（旅行命令権者）

第四条　法第四条第一項に規定する旅行命令等の権限は、部局長に委任する。

［２・３　同上］

４　部局長及び第二項の規定により旅行命令等の権限の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）は、事故のためその職務を行うことができない場合には、他の職員にその職務を代理させることができる。

（他の経費から旅費の支給を受ける場合の旅費）

第六条　旅行者が、当該旅行について支給される旅費額のうち、当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出官等」という。）以外の者から支給を受ける旅費がある場合には、支出官等以外の者から支給を受ける旅費に相当する部分の旅費額を控除した額を支給する。

（電磁的記録による旅費の請求手続）

第六条の二　規程第七条第四項に規定する各庁の長が定める方法は、旅行者の使用に係る電子計算機と支出官等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法とする。

（証人等の旅費）

第七条　捜査上その他の必要により招致した証人、鑑定人、参考人、通訳その他これらに類する者には、一級の職務にある職員に支給する旅費の例に準じて計算した額の旅費（以下「一級の旅費」という。）を支給する。ただし、部局長が用務の内容、その者の学識経験等によりこれにより難いと認める場合には、相当すると認められる職務にある職員の例に準じて計算した額を支給することができる。

２　［同上］

（移動警察用務の旅費）

第八条　職員が移動警察用務のため旅行する場合には、法別表第一の二級以下の職務にある者について定められた額の日当（以下「二級の日当」という。）及び宿泊料（以下「二級の宿泊料」という。）を支給する。ただし、固定の宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料は、二級の宿泊料の二分の一に相当する額とする。

（鉄道賃等の調整）

第九条　次の各号のいずれかに該当する旅行における鉄道賃、船賃又は航空賃については、当該各号に定めるところによる。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

一　職員が警衛若しくは警護の用務で旅行する場合又は犯罪の捜査、被疑者の逮捕等のため緊急に旅行する場合において、旅行命令権者が通常の鉄道賃、船賃又は航空賃によることが公務上重大な支障を来すおそれがあると認めたときは、現に利用した交通機関の等級に応ずる鉄道賃、船賃又は航空賃を支給することができる。ただし、当該旅行が外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により移動するとき（警衛又は警護の用務で移動する場合を除く。）における航空賃に係る運賃の額の上限は、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

二　国家公安委員会委員長の秘書官（秘書官と同様の職務の者を含む。）が国家公安委員会委員長に随行して旅行する場合には、鉄道賃、船賃及び航空賃については、国家公安委員会委員長と同一の額を支給することができる。

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（鉄道賃等の調整）

第九条　次の各号のいずれかに該当する旅行における鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（以下「鉄道賃等」という。）については、当該各号に定めるところによる。

一　旅行者が、公用の車両、船舶若しくは航空機を利用し、又は乗車券の交付を受ける等により無料で交通機関を利用して旅行する場合には、鉄道賃等は支給しない。

二　新たに採用された職員が初任教養のため警察学校に入校する場合における居住地から当該警察学校所在地までの旅行をするとき又は警察学校に入校した後、採用取消しとなつた場合における帰住のための旅行をするときの鉄道賃はその乗車に要する運賃、急行料金及び座席指定料金を、船賃は下級の運賃（等級の区分がない場合は、その乗船に要する運賃）及び座席指定料金を、車賃は法第十九条第一項本文の車賃を支給する。

三　定期的に一般旅客営業を行つているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行するのが通常の経路である陸路旅行の場合において、当該運賃の実費が当該旅行について支給される法第十九条第一項本文の車賃を超えるときは、当該運賃の実費額を車賃として支給する。

四　職員が警衛若しくは警護の用務で旅行する場合又は犯罪の捜査、被疑者の逮捕等のため緊急に旅行する場合において、旅行命令権者が法第十六条若しくは法第三十二条に規定する鉄道賃、法第十七条若しくは法第三十三条に規定する船賃又は法第三十四条に規定する航空賃によることが公務上重大な支障をきたすおそれがあると認めたときは、現に利用した交通機関の等級に応ずる鉄道賃、船賃又は航空賃（法第三十四条第一項第一号に規定する旅行（警衛又は警護の用務での旅行を除く。）の場合には、最上級の直近下位の運賃）を支給することができる。

五　国家公安委員会委員長の秘書官（秘書官と同様の職務の者を含む。）が国家公安委員会委員長に随行して旅行する場合には、次に掲げる旅費については、国家公安委員会委員長と同一の額を支給することができる。

イ　法第十六条第一項第三号に規定する特別車両料金又は法第三十二条第一号若しくは第四号に規定する運賃

ロ　法第十七条第一項第一号若しくは第二号に規定する運賃、同項第五号に規定する特別船室料金若しくは同条第二項に規定する運賃又は法第三十三条第一号若しくは第三号に規定する運賃

ハ　法第三十四条第一項第一号又は第二号に規定する運賃

六　国際会議等への出席又は赴任のための外国旅行に際して成田国際空港を利用する場合において、旅行命令権者が東京駅と成田空港駅との区間その他の区間を特別急行列車を利用して旅行する必要があると認めるときは、急行料金を支給することができる。

（内国旅行の航空賃）

第九条の二　法第十八条に規定する航空賃については、当該旅行における公務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものであると旅行命令権者が認める場合には、これを支給することができる。

（日当の調整）

第十条　法第二十七条又は法第二十八条第一項に規定する旅行（同項第一号の規定により旅費を支給する旅行を除く。）であつて、公務の内容、目的箇所、出発及び帰着の時刻等を勘案して昼食に係る費用の支給を要すると旅行命令権者が認め、かつ、目的地内において鉄道等（鉄道、船舶、航空機又は車両をいう。以下同じ。）の利用に現に要した費用の額（以下「鉄道等実費額」という。）が日当基準額の二分の一に満たない場合には、日当基準額の二分の一に相当する額に鉄道等実費額に相当する額を加えた額の日当を支給する。

［条を削る。］

（宿泊費の調整）

第十条　職員が警衛又は警護の用務で旅行する場合において、警衛又は警護を受ける者と同一の宿泊施設又はその周辺の施設に宿泊しなければ公務上重大な支障を来すおそれがあると旅行命令権者が認め、かつ、当該宿泊に要する費用の額が規程別表第二の宿泊費基準額を超えるときは、現に当該宿泊に要した費用の額を支給することができる。

2　前項に規定する旅行又は外国旅行であつて、公務の内容、目的箇所、出発及び帰着の時刻等を勘案して昼食に係る費用の支給を要しないと旅行命令権者が認め、かつ、目的地内においては、日当基準額の二分の一の範囲内で鉄道等実費額に相当する額（内国旅行にあつては、日当基準額の二分の一に相当する額）の日当を支給する。

3　次の各号のいずれかに該当する旅行であつて、公務の内容、目的箇所、出発及び帰着の時刻等を勘案して昼食に係る費用の支給を要すると旅行命令権者が認める場合には、日当基準額の二分の一に相当する額の日当を支給する。

一　法第二十七条又は法第二十八条第一項に規定する旅行以外の内国旅行

二　法第二十八条第一項第一号の規定により旅費を支給する旅行

三　法第二十七条若しくは法第二十八条第一項に規定する旅行又は外国旅行のうち、目的地内において鉄道等の利用に費用を要しない旅行

4　前項に規定する旅行であつて、公務の内容、目的箇所、出発及び帰着の時刻等を勘案して昼食に係る費用の支給を要しないと旅行命令権者が認める場合には、日当を支給しない。

第十条の二　次の各号のいずれかに該当する旅行については、宿泊した場合を除き、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、日当を支給しない。ただし、第三号に該当する旅行（法第二十八条第一項に規定する旅行に限る。）又は第四号に該当する旅行において、目的地内において鉄道等の利用に費用を要するときは、日当基準額の二分の一の範囲内で鉄道等実費額に相当する額の日当を支給する。

一　自動車の運転又は船舶若しくは航空機の運航の用務に専ら従事する職員が当該用務のためにする引き続き八時間未満（出張先における待ち時間を含む。）の旅行

二　公用の車両、船舶又は航空機を利用する行程百キロメートル未満の旅行

三　鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満（鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路一キロメートルとみなして計算した陸路二十五キロメートル未満）の旅行

四　法第二十七条に規定する旅行

（宿泊料の調整）

第十一条　次の各号のいずれかに該当する旅行における宿泊料については、当該各号に定めるところによる。

一　旅行者が、旅行し、当該旅行者又はその親族若しくは知人の住居に宿泊した場合その他宿泊料の支給を要しないと旅行命令権者が認める場合には、宿泊料を支給しない。

二　旅行者が、旅行し、公用の施設に宿泊した場合には、次の区分により、宿泊料を支給する。

イ　有料で食事を提供する公用の施設に宿泊するとき。

一夜につき　三千百二十円

ロ　食事を提供しない公用の施設に宿泊するとき。

一夜につき　三千九百円

三　旅行者が、旅行し、公務上の必要により翌日にわたり引き続き五時間以上その職務に従事し、宿泊施設に宿泊しなかつた場合には、法別表第一の宿泊料定額、法別表第二の宿泊料定額又は法第二十七条第二号に規定する宿泊料（次号において「宿泊料定額等」という。）の二分の一に相当する額を支給する。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

四　職員が警衛又は警護の用務で旅行する場合において、警衛又は警護を受ける者と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務上重大な支障をきたすおそれがあると旅行命令権者が認め、かつ、当該宿泊料を宿泊料定額等の範囲内で支弁することができないときは、現に要した額の範囲内で旅行命令権者が必要と認めた額を支給することができる。

五　内国旅行の旅行者が一時的な宿泊料の値上げが行われていると認められる地域における宿泊施設に宿泊しなければならない場合において、当該宿泊料を法別表第一の宿泊料定額の範囲内で支弁することができないときは、現に要した額の範囲内で旅行命令権者が必要と認めた額を支給することができる。

六　法第二条第一項第二号又は第三号に掲げる者の内国旅行に同行する者が同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務上支障を来す場合において、当該宿泊料を法別表第一の宿泊料定額の範囲内で支弁することができないときは、同行する者一名に限り、現に要した額の範囲内で旅行命令権者が必要と認めた額を支給することができる。

七　法第二条第一項第二号又は第三号に掲げる者が天皇又は皇族の参加する国内の催しに出席する場合であつて主催者側の指定した宿泊施設に宿泊するときにおいて、当該宿泊料を法別表第一の宿泊料定額の範囲内で支弁することができないときは、現に要した額の範囲内で旅行命令権者が必要と認めた額を支給することができる。

八　国際会議等に出席するため国家公安委員会委員長の外国旅行に同行する者が同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務上支障を来す場合又は国際会議等において外国政府等より宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難な場合において、当該宿泊料を法別表第二の宿泊料定額の範囲内で支弁することができないときは、現に要した額の範囲内で旅行命令権者が必要と認めた額を支給することができる。

（移転料の調整）

第十二条　職員の赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たない場合には、その現実の路程に応じた法別表第一の定額による移転料を支給する。

（着後手当の調整）

第十三条　職員の赴任に伴う着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。）については、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる額を支給する。

一　職員が新在勤地に到着後直ちに国設宿舎を利用できる場合又は自宅等に入る場合には、法別表第一の日当定額（以下この条において「日当定額」という。）の二日分及び法別表第一の宿泊料定額（以下「宿泊料定額」という。）の二夜分に相当する額

二　職員の赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル未満の場合には、日当定額の三日分及び宿泊料定額の三夜分に相当する額

三　職員の赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満の場合には、日当定額の四日分及び宿泊料定額の四夜分に相当する額

（旅行中の療養による旅費の調整）

第十四条　旅行者が、旅行中、医療施設等を利用して療養したため、法令に基づく療養の給付又は補償を受けた場合には、当該療養施設等に入つた日の翌日からこれを出た日の前日までの間の日当及び宿泊料については、当該旅行について支給される日当及び二級の宿泊料の二分の一に相当する額を支給する。

［見出しを削る。］

［条を削る。］

（日額旅費）

第十五条　法第二十六条第一項第一号又は第三号に掲げる旅行については、法第六条第一項に規定する旅費に代え、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額の日額旅費を支給する。

一　行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の旅行

三級以上の職務にある職員　五百九十円

二級以下の職務にある職員　五百三十円

二　行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の旅行

三級以上の職務にある職員　九百円

二級以下の職務にある職員　七百九十円

三　行程二十五キロメートル以上で在勤地外にわたる旅行

三級以上の職務にある職員　千百九十円

二級以下の職務にある職員　千五十円

四　前三号に掲げる旅行で宿泊を必要とするもの

イ　公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合で宿泊料を徴しないとき。

三級以上の職務にある職員　三千百四十円

二級以下の職務にある職員　二千五百七十円

ロ　公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合で宿泊料を徴するとき。

三級以上の職務にある職員　五千八百七十円

二級以下の職務にある職員　四千七百六十円

ハ　下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合

三級以上の職務にある職員　四千四百円

二級以下の職務にある職員　四千七十円

ニ　旅館に宿泊する場合

	三級以上の職務にある職員	二級以下の職務にある職員
三十日未満の期間につき	九千百九十円	七千四百十円
三十日以上六十日未満の期間につき	八千二百六十円	六千六百七十円
六十日以上の期間につき	七千三百五十円	五千九百三十円

2　前項の規定により日額旅費を支給する旅行において、特に多額の鉄道賃等を要する場合には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額を加給する。

一　前項第一号から第三号までに掲げる旅行については、鉄道等実費額が当該旅行について支給される日額旅費の二分の一に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額

二　前項第四号に掲げる旅行については、鉄道等実費額が当該旅行の行程又は時間により相当する同項第一号から第三号までのいずれかに掲げる旅行について支給されることとなる日額旅費の二分の一に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額

3　第一項の規定により日額旅費の支給を受ける職員が、公用の車両、船舶若しくは航空機を利用し、又は乗車券の交付を受ける等により無料で交通機関を利用して旅行した場合には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額の日額旅費を支給する。

一　第一項第一号から第三号までに掲げる旅行については、当該各号に規定する額の二分の一に相当する額

二　同項第四号に掲げる旅行については、同項同号に規定する額から当該旅行の行程又は時間により相当する同項第一号から第三号までのいずれかに掲げる旅行について支給されることとなる当該各号に掲げる日額旅費の二分の一に相当する額を控除した額

［条を削る。］

4　第一項の規定により日額旅費の支給を受ける職員が、天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、宿泊した日については宿泊料定額（公用の施設に宿泊した場合には、第十一条第二号に規定する額）を日額旅費として支給する。

5　第一項の規定により日額旅費の支給を受ける職員が、公務上の必要により翌日にわたり引き続き五時間以上その職務に従事し、宿泊施設に宿泊しなかつた場合には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額の宿泊料を日額旅費として支給する。

一　在勤地外における旅行　第一項第四号イに掲げる額の範囲内の額

二　在勤地内における旅行　第一項第四号イに掲げる額の二分の一に相当する額の範囲内の額

第十六条　法第二十六条第一項第二号に掲げる旅行については、研修又は講習等が開始される日から終了する日までの間、法第六条第一項に規定する旅費に代え、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額の日額旅費を支給する。

一　警察学校の学生を命ぜられた職員

イ　警視正若しくは警視又はこれに相当する職務にある職員　二千八十円

ロ　警部又はこれに相当する職務にある職員　二千八十円

ハ　警部補又はこれに相当する職務にある職員　千八百六十五円

ニ　巡査部長又はこれに相当する職務にある職員　千六百九十円

ホ　巡査又はこれに相当する職務にある職員　千六百円

二　教育委託学生を命ぜられた職員　千六百円

三　研修生又は講習生を命ぜられた職員

イ　公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合

(1)　警察学校の施設に宿泊する場合（研修又は講習の期間が六月未満の場合に限る。）　千五百九十円

(2)　国が主として職員の研修等に伴う宿泊の用に供している施設のうち警察学校の施設以外の施設に宿泊する場合

宿泊料を徴しない場合　二千八十円

宿泊料を徴する場合　二千八百円

(3)　(1)及び(2)以外の施設に宿泊する場合

宿泊料を徴しない場合　二千八十円

宿泊料を徴する場合　三千八百円

ロ　下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合　三千二百六十円

ハ　旅館に宿泊する場合

三十日未満の期間につき　五千九百十円

三十日以上六十日未満の期間につき　五千三百十円

六十日以上の期間につき　四千七百二十円

四　前三号に掲げる職員が、研修、講習等の期間中在勤官署から通学する場合には、次に規定する額の日額旅費を支給する。

イ　行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の旅行　四百二十円

ロ　行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の旅行　六百二十円

五　前号の規定により日額旅費を支給する旅行において、当該旅行に要する鉄道等実費額が当該旅行について支給される日額旅費の二分の一に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額を加給する。

六　研修のため、国又は地方公共団体の各共済組合が運営する宿泊施設に宿泊する場合においてその宿泊料が三千百八十円を超えるときは、三千八百円にその超える部分に相当する額を加算して得た額を支給することができる。ただし、その加算して得た額は、第三号ハに規定する宿泊期間の別に応じて定められる額を超えることができない。

七　研修のため、公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊することとされている場合において自己の都合によりこれらの宿泊施設に宿泊しないときは、これらの宿泊施設に宿泊する場合の研修者に対して支給する額と同一額の日額旅費を支給するものとする。

2　前条第四項の規定は、前項第四号の規定により日額旅費の支給を受ける職員が天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合について準用する。

3　第一項の規定により日額旅費の支給を受ける職員及び警察学校において新任者として教育訓練中の職員が、実務修習のため、学校、研修所等から旅行する場合には、その学校、研修所等を在勤官署とみなし、当該旅行における一の旅行区間の路程が、百キロメートル未満の場合は、一級の職務にある職員に支給される鉄道賃等を支給する。

（日額旅費の支給を受ける職員が他の旅行をした場合の旅費）

第十七条　第十五条第一項並びに前条第一項第一号から第四号までの規定により日額旅費の支給を受ける職員が、前条第三項又は第十九条に規定する用務その他臨時の用務により旅行し、当該旅行について第十五条並びに前条第一項及び第二項の規定により支給される日額旅費以外の旅費の支給を受けることとなる場合における日当及び日額旅費については、次の各号に定めるところによる。

一　当該旅行について支給される日当は、当該旅行から帰着した日については、支給しない。

二　日額旅費は、当該旅行に出発した日から帰着した日の前日までの間については、支給しない。

（在勤地内旅行の旅費）

第十八条　法第二十七条第一号の各庁の長が定める額は、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額とする。

一　行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の旅行については、法別表第一の日当定額の三分の一に相当する額

二　行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の旅行については、法別表第一の日当定額の二分の一に相当する額

2　前項の規定は、法第四十二条において法第二十七条第一号の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同項中「法別表第一」とあるのは「法別表第二」と読み替えるものとする。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（宿泊手当の調整）

第十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、法第八条第一項の規定に基づき調整した宿泊手当として、一夜につき千七百円を支給する。

一　警察学校の学生、教育委託学生、研修生又は講習生を命ぜられた職員が、警察学校の施設に宿泊するとき。

二　管区機動隊の編成等に関する規則（昭和四十五年国家公安委員会規則第三号）第二条第一項に規定する管区機動隊の隊員を命ぜられた職員が、管区機動隊の隊員としての訓練を行うため、警察学校の施設に宿泊するとき。

附　則

［1・2　略］

［項を削る。］

（部隊出動の旅費）

第十九条　職員が警備実施、警衛、警護、犯罪捜査等のために部隊として旅行する場合には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額の旅費を支給する。この場合において、当該職員が第十六条第一項の規定により日額旅費の支給を受ける職員又は警察学校において新任者として教育訓練中の職員であるときは、その学校又は研修所等を在勤官署とみなす。

一　当該旅行が在勤地内の旅行である場合には、一級の旅費

二　当該旅行が在勤地外の旅行である場合には、二級の日当のほか、鉄道賃についてはその乗車に要する運賃、急行料金及び座席指定料金、船賃については下級の運賃（等級の区分がない場合は、その乗船に要する運賃）及び座席指定料金、車賃については法第十九条第一項に規定する車賃、食卓料については法別表第一の二級以下の職務にある者について定められた額の食卓料

三　前号の旅行において宿泊する場合には、二級の宿泊料の二分の一に相当する額

四　第一号又は第二号に規定する旅行で宿泊する場合において、特別な事情により第一号又は第三号に規定する宿泊料により難いときは、それぞれ第一号に規定する宿泊料又は二級の宿泊料の範囲内における実費額

2　第十一条第三号の規定により旅費を計算するときは、二級の職務にある職員の例による。

（支度料の調整）

第二十条　法第三十九条に規定する支度料は、旅行が長期間にわたり、又は緊急に旅行するため旅行の準備をするいとまがない等やむを得ない事情があるため支度料を支給する必要があると旅行命令権者が認める外国旅行に限り、同条によつて計算した額の範囲内で旅行命令権者が必要と認めた額を支給する。

（端数金額の整理）

第二十一条　第十条第一項から第三項まで、第十条の二並びに第十八条第一項第一号及び第二項の規定により支給する旅費を計算する場合において、その金額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

［条を加える。］

附　則

［1・2　同上］

3　国家公安委員会規則で定めるところにより、管区警察局又は道警察の管轄区域ごとに編成される部隊を構成するものとして、道府県警察本部長が編成する部隊（以下この項において「管区機動隊」という。）の隊員を命ぜられた職員が、管区警察学校又は道警察学校において管区機動隊の隊員としての訓練を行う場合の旅行については、第十六条第一項の規定にかかわらず、当分の間、当該訓練が開始される日から終了する日までの間、法第六条第一項に規定する旅費に代え、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額の日額旅費を支給する。

一　警視正又は警視　千七百円

二　警部又は警部補　千六百九十円

三　巡査部長又は巡査　千六百八十円

［別表を削る。］

別表第一（第三条関係）

定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員以外の者の行政職俸給表（一）の各級に相当する職務の級

行政職俸給表（一）	行政職俸給表（二）	専門行政職俸給表	税務職俸給表	公安職俸給表（一）	公安職俸給表（二）	海事職俸給表（一）	海事職俸給表（二）	教育職俸給表（一）	教育職俸給表（二）	研究職俸給表	医療職俸給表（一）	医療職俸給表（二）	医療職俸給表（三）	福祉職俸給表	専門スタッフ職俸給表
10級		８級	10級	11級	10級			５級		６級	５級				
９級		７級	９級	10級	９級	７級		４級の５号俸以上		５級の５号俸以上	４級	８級			３級
８級		６級	８級	９級	８級			４級の４号俸以下 ３級の29号俸以上		５級の４号俸以下	３級の５号俸以上				２級
７級		５級	７級	８級	７級	６級		３級の９号俸から28号俸まで	３級の29号俸以上		３級の４号俸以下	７級	７級	６級	
６級		４級	６級	７級	６級			２級の25号俸以上	３級の25号俸から28号俸まで ２級の49号俸以上	４級 ３級の13号俸以上	２級の13号俸以上	６級	６級	５級	１級
５級		３級	５級	６級	５級	５級		３級の８号俸以下 ２級の17号俸から24号俸まで	３級の17号俸から24号俸まで ２級の41号俸から48号俸まで	３級の５号俸から12号俸まで	２級の９号俸から12号俸まで	５級	５級	４級	
４級	５級		４級	５級	４級	４級	６級	２級の５号俸から16号俸まで	３級の５号俸から16号俸まで ２級の37号俸から40号俸まで １級の57号俸以上	３級の４号俸以下	２級の８号俸以下 １級の25号俸以上				
３級	４級	２級	３級	４級	３級	３級	５級	２級の４号俸以下 １級の25号俸以上	３級の４号俸以下 ２級の25号俸から36号俸まで １級の37号俸から56号俸まで	２級の25号俸以上	１級の13号俸から24号俸まで	４級 ３級の５号俸以上	４級 ３級の５号俸以上	３級 ２級の13号俸以上	
２級	３級	１級の17号俸以上	２級	３級の９号俸以上 ２級の33号俸以上 １級の41号俸以上	２級	２級の９号俸以上	４級 ３級	１級の９号俸から24号俸まで	２級の９号俸から24号俸まで １級の21号俸から36号俸まで	２級の９号俸から24号俸まで １級の45号俸以上	１級の12号俸以下	３級の４号俸以下 ２級の９号俸以上	３級の４号俸以下 ２級の29号俸以上	２級の12号俸以下	
１級	２級 １級	１級の16号俸以下	１級	３級の８号俸以下 ２級の32号俸以下 １級の40号俸以下	１級	２級の８号俸以下 １級	２級 １級	１級の８号俸以下	２級の８号俸以下 １級の20号俸以下	２級の８号俸以下 １級の44号俸以下		２級の８号俸以下 １級	２級の28号俸以下 １級	１級	

［別表を削る。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第二（第三条関係）

定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員の行政職俸給表（一）の各級に相当する職務の級

行政職俸給表（一）	行政職俸給表（二）	専門行政職俸給表	税務職俸給表	公安職俸給表（一）	公安職俸給表（二）	海事職俸給表（一）	海事職俸給表（二）	教育職俸給表（一）	教育職俸給表（二）	研究職俸給表	医療職俸給表（一）	医療職俸給表（二）	医療職俸給表（三）	福祉職俸給表	専門スタッフ職俸給表
10級		８級	10級	11級	10級			５級		６級	５級				
９級		７級	９級	10級	９級	７級					４級	８級			３級
８級		６級	８級	９級	８級			４級		５級					２級
７級		５級	７級	８級	７級	６級					３級	７級	７級	６級	
６級		４級	６級	７級	６級					４級		６級	６級	５級	１級
５級		３級	５級	６級	５級	５級		３級	３級	３級		５級	５級	４級	
４級	５級		４級	５級	４級	４級	６級	２級	２級		２級				
３級	４級	２級	３級	４級	３級	３級	５級	１級	１級	２級	１級	４級 ３級	４級 ３級	３級 ２級	
２級	３級	１級	２級	３級 ２級 １級	２級	２級	４級 ３級			１級		２級	２級		
１級	２級 １級		１級		１級	１級	２級 １級					１級	１級	１級	

附　則

（施行期日）

1　この府令は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の警察庁旅費取扱規則（以下この項において「新府令」という。）の規定は、この府令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新府令第二条第一項第三号に掲げる旅行命令権者が改正法による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律（以下この項において「新法」という。）第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの府令による改正前の警察庁旅費取扱規則（以下この項において「旧府令」という。）第四条第四項に規定する旅行命令権者が改正法による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第四条第一項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧府令第四条第四項に規定する旅行命令権者が旧法第四条第一項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新府令第二条第一項第三号に掲げる旅行命令権者が新法第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新府令の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

○内閣府令第十九号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、消費者契約法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

消費者契約法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（消費者契約法施行規則の一部改正）

第一条　消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定の申請書の記載事項） **第七条**　法第十四条（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。） 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（認定の申請書の記載事項） **第七条**　法第十四条（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　同上］ 三　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）

（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定認定の申請書の記載事項） **第九条**　法第七十二条第一項第三号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。第三十条第三号において同じ。） 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定認定の申請書の記載事項） **第九条**　法第七十二条第一項第三号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　同上］ 三　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第三十条第三号において同じ。）

（取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行規則（令和四年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（販売業者等に関する情報として内閣府令で定めるもの） **第五条**　法第五条第一項に規定する債権の行使に必要な販売業者等に関する情報として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ 六　当該販売業者等が法人その他の団体にあっては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）	（販売業者等に関する情報として内閣府令で定めるもの） **第五条**　法第五条第一項に規定する債権の行使に必要な販売業者等に関する情報として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ 六　当該販売業者等が法人その他の団体にあっては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

総務大臣　村上誠一郎

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（事故発生状況の報告） **第七条の三**　電気通信事業者は、次の各号に該当する事故（電気通信事業法施行規則第五十八条第二項各号に掲げる事故を除く。）が発生した場合は、様式第二十七により、毎報告年度経過後二月以内に、その発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出することができる。 ［一・二　略］ ［2　略］	（事故発生状況の報告） **第七条の三**　電気通信事業者は、次の各号に該当する事故（電気通信事業法施行規則第五十八条第二項各号に掲げる事故を除く。）が発生した場合は、様式第二十七により、毎四半期経過後二月以内に、その発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出することができる。 ［一・二　同上］ ［2　同上］

様式第27（第７条の３関係）

事故発生状況報告

［年４月１日分から
年３月31日分まで］

事業者名

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

電気通信設備統括管理者の氏名

電気通信主任技術者の氏名

［表略］

［注１～13　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第七条の三及び様式第二十七の規定は、報告期限が令和七年六月一日以降である報告から適用する。

○文部科学省環境省令第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十二条並びに第十三条第二項第四号及び第三項の規定に基づき、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

文部科学大臣　阿部　俊子

環境大臣　浅尾慶一郎

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年文部科学省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第四条関係） 一　微生物使用実験のうち次のイからチまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの イ　宿主又は核酸供与体のいずれかが第三条の表各号の下欄に掲げるもの以外のものである遺伝子組換え生物等（認定宿主ベクター系を用いた遺伝子組換え生物等その他文部科学大臣が定めるもののうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されるものを除く。） ロ　宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のいずれかがクラス４である遺伝子組換え生物等（認定宿主ベクター系を用いた遺伝子組換え生物等その他文部科学大臣が定めるもののうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されるものを除く。）	**別表第一**（第四条関係） 一　微生物使用実験のうち次のイからチまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの イ　宿主又は核酸供与体のいずれかが第三条の表各号の下欄に掲げるもの以外のものである遺伝子組換え生物等（認定宿主ベクター系を用いた遺伝子組換え生物等であって、核酸供与体がウイルス及びウイロイド以外の生物（ヒトを含む。）であるもののうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されるものを除く。） ロ　宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のいずれかがクラス４である遺伝子組換え生物等

様式第27（第７条の３関係）

事故発生状況報告

［年　月分から
年　月分まで］

事業者名

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

電気通信設備統括管理者の氏名

電気通信主任技術者の氏名

［表同左］

［注１～13　同左］

ハ～ホ　［略］

ヘ　自立的な増殖力及び感染力を保持したウイルス又はウイロイド（文部科学大臣が定めるものを除く。）である遺伝子組換え生物等（宿主と比べて、哺乳動物等に対する病原性が著しく高まること又は哺乳動物等が当該遺伝子組換え生物等に感染した場合に当該遺伝子組換え生物等に起因する感染症の予防若しくは治療が困難となる性質が付与されることが科学的知見に照らし推定されるものに限る。）であって、その使用等を通じて増殖するもの

ト・チ　［略］

二　大量培養実験のうち次のイからチまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ　第一号ハからホまで及びトに掲げる遺伝子組換え生物等

ロ　宿主又は核酸供与体のいずれかが第三条の表各号の下欄に掲げるもの以外のものである遺伝子組換え生物等（特定認定宿主ベクター系を用いた遺伝子組換え生物等のうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されるものを除く。）

ハ　宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のいずれかがクラス４である遺伝子組換え生物等（特定認定宿主ベクター系を用いた遺伝子組換え生物等のうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されるものを除く。）

ニ　自立的な増殖力及び感染力を保持したウイルス又はウイロイド（文部科学大臣が定めるものを除く。）である遺伝子組換え生物等であって、その使用等を通じて増殖するもの

ホ～ト　［略］

チ　イからトまでに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるもの

三　動物使用実験のうち次のイからニまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ　第一号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等（同号イ又はロに掲げる遺伝子組換え生物等であって、宿主が動物（寄生虫を除く。）である遺伝子組換え生物等のうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されるものを除く。）

ロ　宿主が動物である遺伝子組換え生物等であって、供与核酸が哺乳動物等に対する病原性がある微生物の感染を引き起こす受容体（宿主と同一の分類学上の種に属する生物が有していないものに限る。）を宿主に対し付与する遺伝子を含むもの（宿主が哺乳動物等である遺伝子組換え生物等であって、当該微生物を保有していないもののほか、文部科学大臣が定めるものを除く。）

ハ・ニ　［略］

四　植物等使用実験のうち次のイからハまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ　第一号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等（同号イ又はロに掲げる遺伝子組換え生物等であって、宿主が植物である遺伝子組換え生物等のうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されるものを除く。）

ロ・ハ　［略］

ハ～ホ　［同上］

ヘ　自立的な増殖力及び感染力を保持したウイルス又はウイロイド（文部科学大臣が定めるものを除く。）である遺伝子組換え生物等であって、その使用等を通じて増殖するもの

ト・チ　［同上］

二　大量培養実験のうち次のイからホまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ　第一号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ロ～ニ　［同上］

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるもの

三　動物使用実験のうち次のイからニまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ　第一号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等

ロ　宿主が動物である遺伝子組換え生物等であって、供与核酸が哺乳動物等に対する病原性がある微生物の感染を引き起こす受容体（宿主と同一の分類学上の種に属する生物が有していないものに限る。）を宿主に対し付与する遺伝子を含むもの

ハ・ニ　［同上］

四　植物等使用実験のうち次のイからハまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ　第一号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等

ロ・ハ　［同上］

別記様式（第９条関係）

［略］

備考

１～11　［略］

12　「宿主等の特性」については、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物（法第２条第２項第２号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる項目について記載すること。

(1)～(5)　［略］

(6)　11に掲げる項目（宿主がウイルス及びウイロイドである場合に限る。）

13～22　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式（第９条関係）

［同上］

備考

１～11　［同上］

12　「宿主等の特性」については、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物（法第２条第２項第２号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる項目について記載すること。

(1)～(5)　［同上］

(6)　12に掲げる項目（宿主がウイルス及びウイロイドである場合に限る。）。

13～22　［同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行日から令和七年六月三十日までの間に、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第十六号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十四号）の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第八条の二第一項、第十九条の四第一項第三号、第十九条の二十二第一項、第十九条の二十四第一項、第十九条の二十五第一項、第十九条の三十五の三、第十九条の三十六及び第三十九条の五並びに船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第二条第二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途）	（法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途）
第十一条の五　法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用するタンカーとする。	**第十一条の五**　法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下同じ。）の使用するタンカーとする。
（燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶）	（燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶）
第十二条の十七の七　法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に従事する船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて総トン数四百トン以上のものとする。	**第十二条の十七の七**　法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に従事する船舶（陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて総トン数四百トン以上のものとする。

（揮発性物質放出規制対象船舶）

第十二条の十七の十三　法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みを行うもののうち、貨物の積込みの状況その他の事情を勘案して告示で定めるものとする。

一～三　（略）

（オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外）

第十二条の十七の二十一　法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用する船舶とする。

2　（略）

（法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶）

第三十三条の十二　法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）とする。

一・二　（略）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別の用途）	（特別の用途）
第一条の五の六　法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、自衛隊の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。	**第一条の五の六**　法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下同じ。）の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。
（特別の用途の船舶）	（特別の用途の船舶）
第一条の二十一　法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。	**第一条の二十一**　法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。
一　自衛隊の使用する船舶	一　陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶
二・三　（略）	二・三　（略）
（検査対象船舶）	（検査対象船舶）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、自衛隊の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。	5　法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。
6　（略）	6　（略）

改正後	改正前
7　第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。 一　（略） 二　自衛隊の使用する船舶 三・四　（略）	7　第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。 一　（略） 二　陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶 三・四　（略）

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途） **第二条**　法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用する船舶とする。	（法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途） **第二条**　法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

附　則

この省令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○防衛省令第五号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六条、第三十条の二第二項、第三十三条及び第百九条第三項、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第六条第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第四条第一項及び第二項、第十七条の四第三項及び第四項、第十七条の四の二第一項、第十七条の四の三第四項、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の五の二第三項、第十七条の六の三第二項及び第四項並びに第二十四条の六並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条、第二十条第四項及び第三十条の十五の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（栄誉礼） **第十三条**　［略］ 2　栄誉礼受礼資格者は、次の各号に掲げる者とする。 一～十四　［略］ 十五　陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び統合作戦司令官 十六・十七　［略］ （船舶の国籍を証明する書類等の様式） **第八十八条**　法第百九条第二項に規定する書類の様式は別表第八のとおりとする。	（栄誉礼） **第十三条**　［同上］ 2　栄誉礼受礼資格者は、次の各号に掲げる者とする。 一～十四　［同上］ 十五　陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長 十六・十七　［同上］ （船舶の国籍を証明する書類等の様式） **第八十八条**　法第百九条第三項に規定する書類の様式は別表第八のとおりとする。

別表第二（第十六条関係）

㈠・㈡　［略］

図

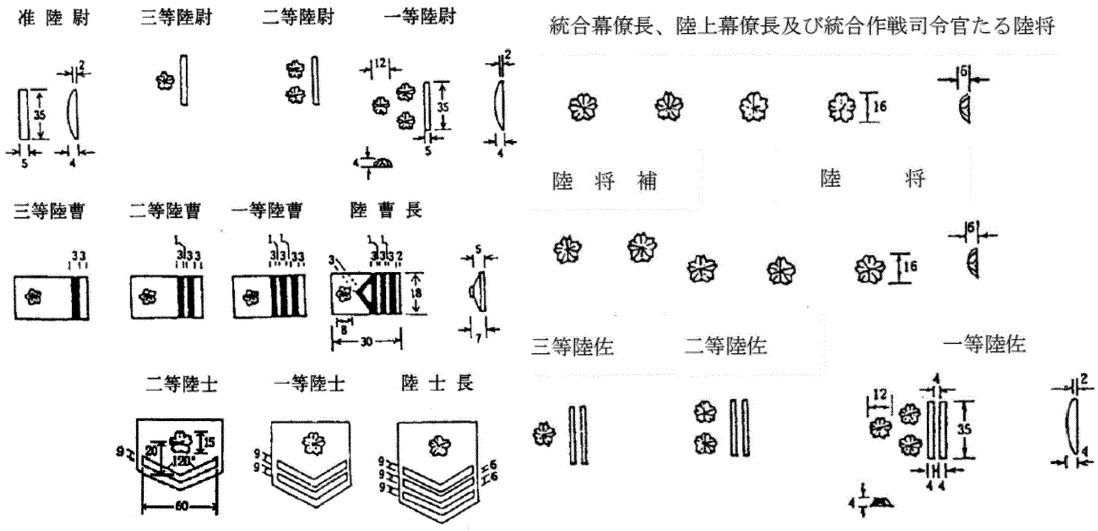
陸上自衛官服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

甲階級章



別表第二（第十六条関係）

㈠・㈡　［同上］

図

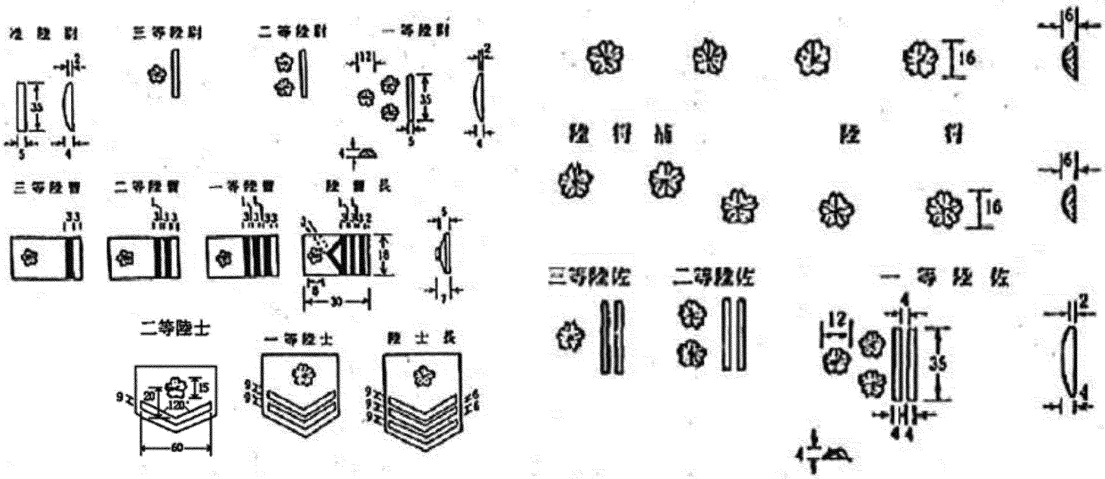
陸上自衛官服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

㈠　一般の服制

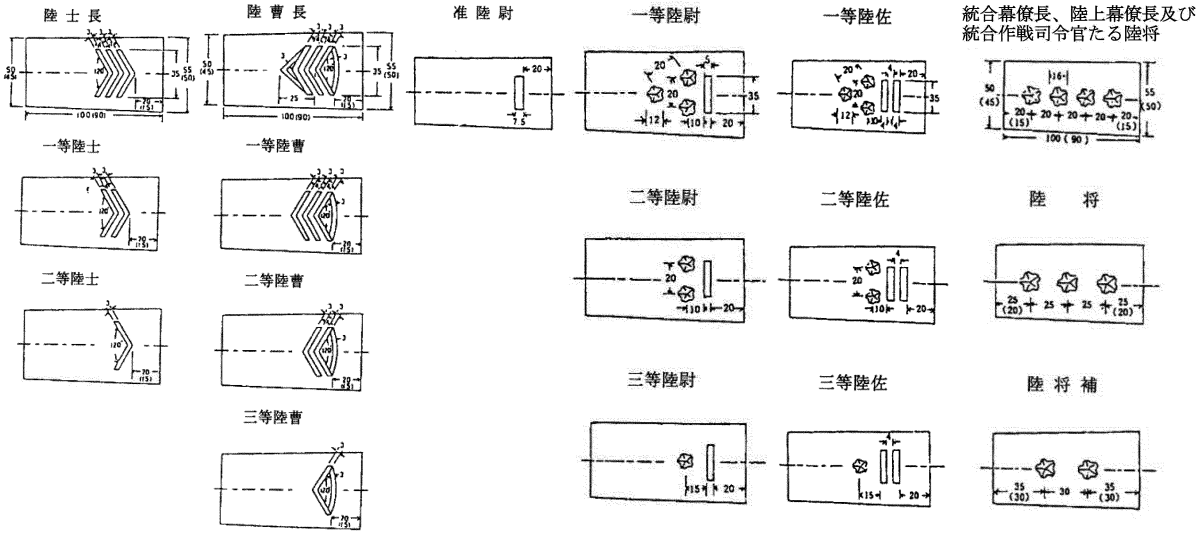
イ　通常服等の服制

甲階級章



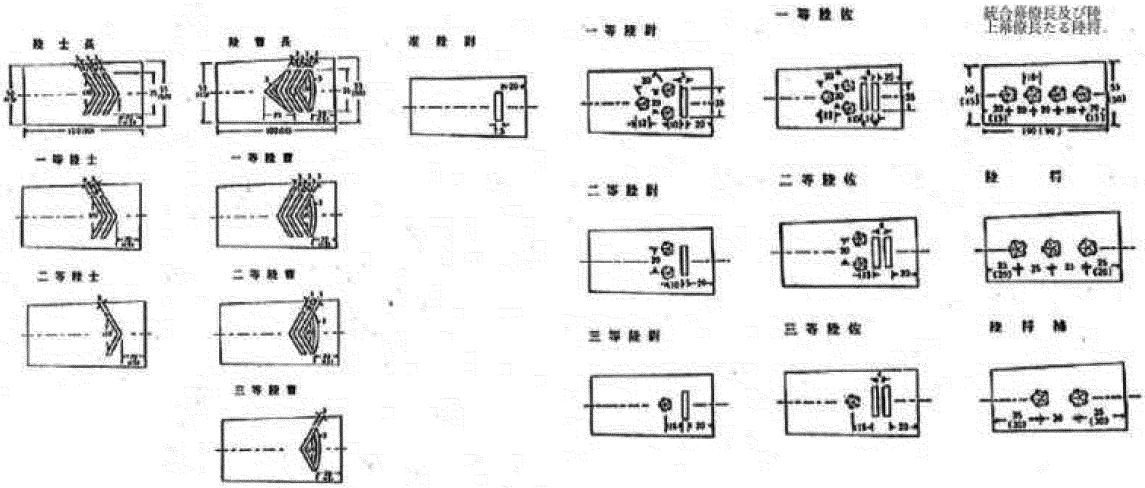
乙階級章

（女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）



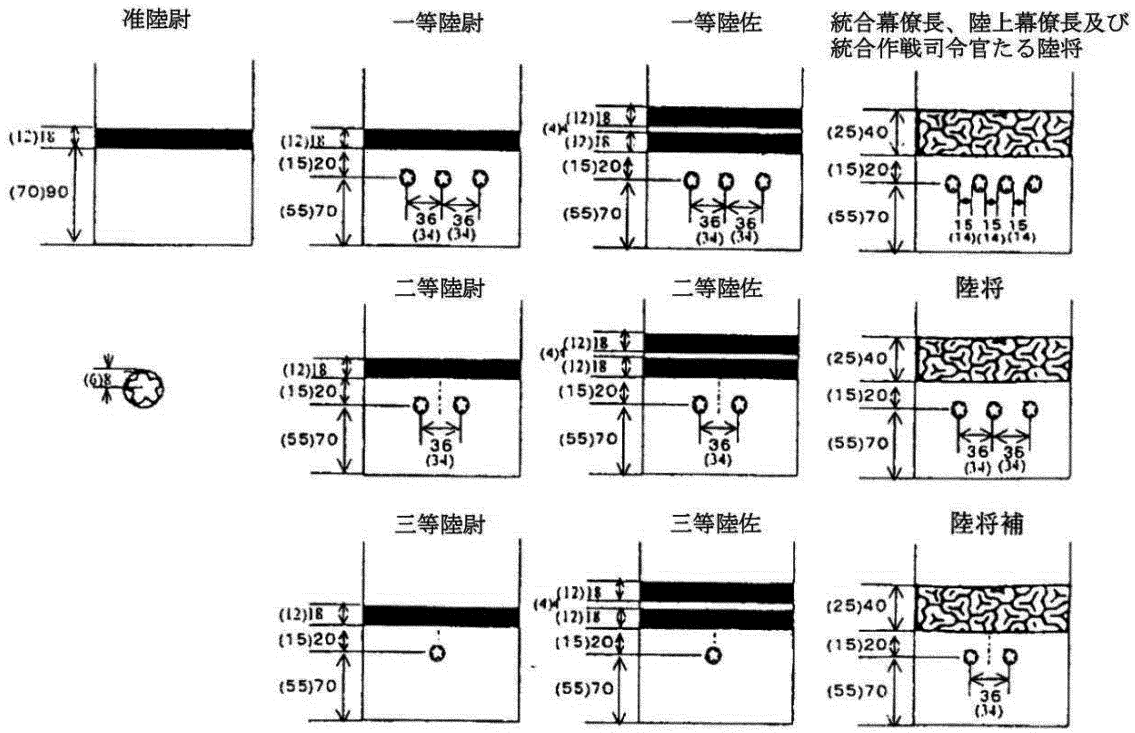
乙階級章

（女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）



第一種礼服そで章

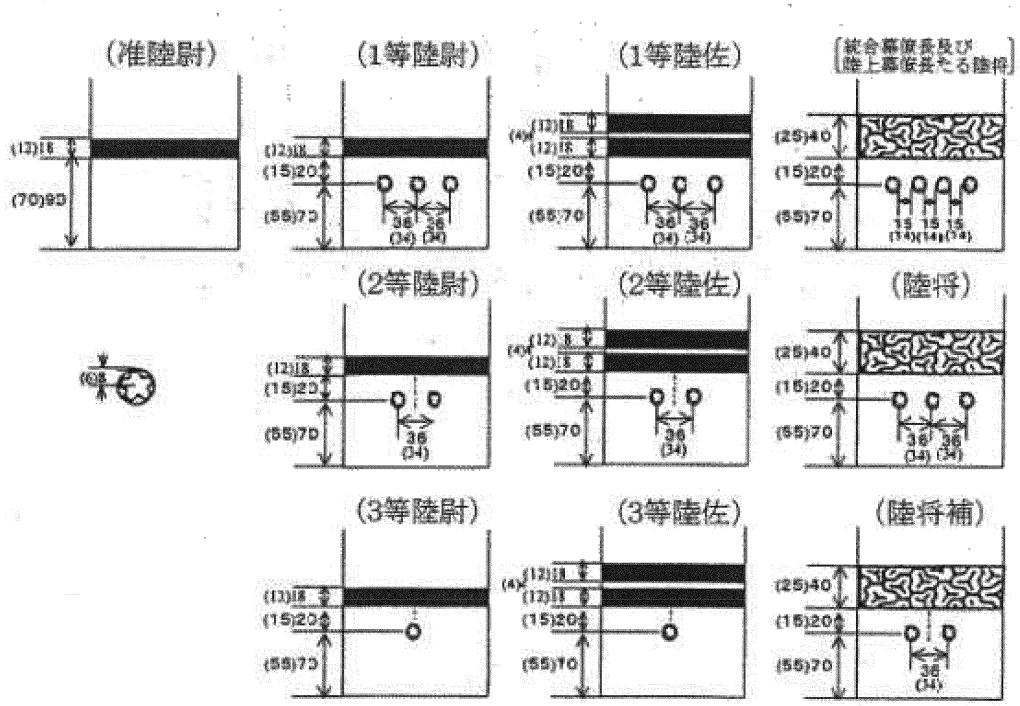
（女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）



ロ　幹部自衛官及び准陸尉の礼服等の服制

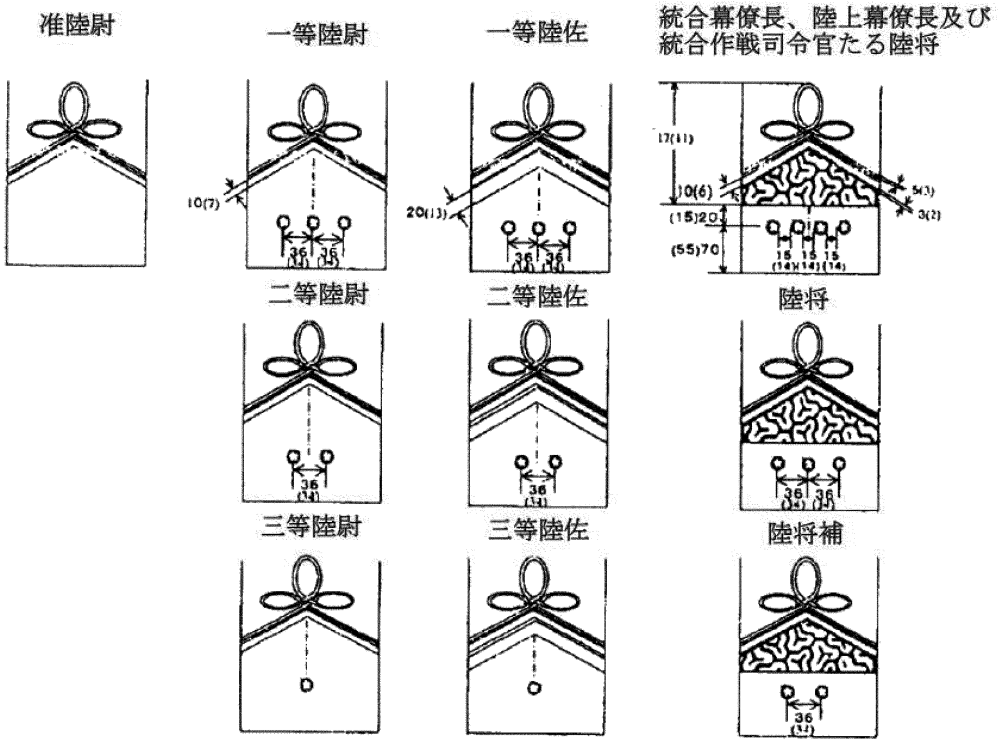
第一種礼服そで章

（女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）



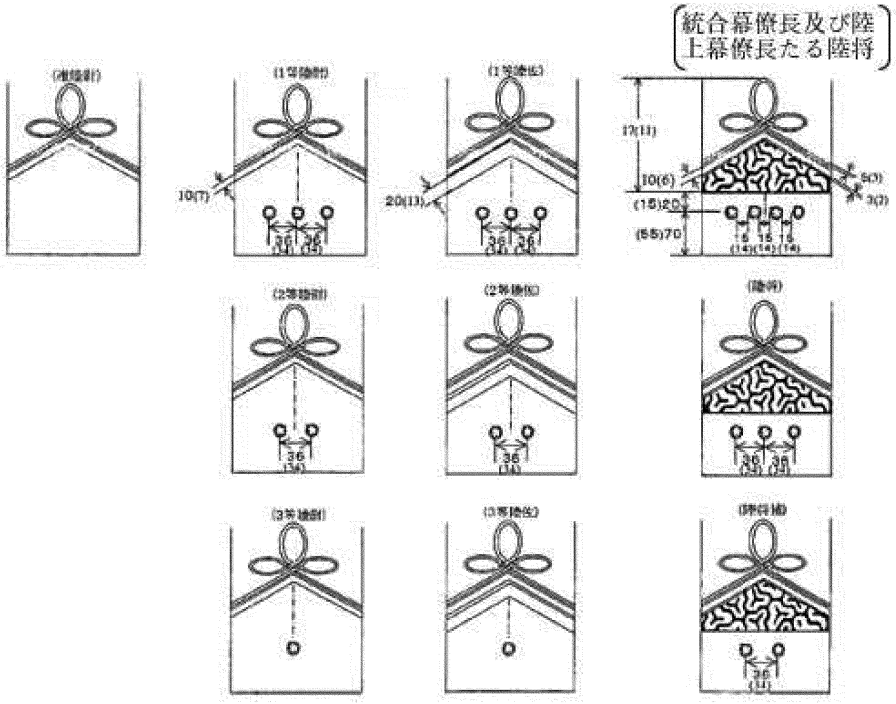
第二種礼服そで章

（女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）



第二種礼服そで章

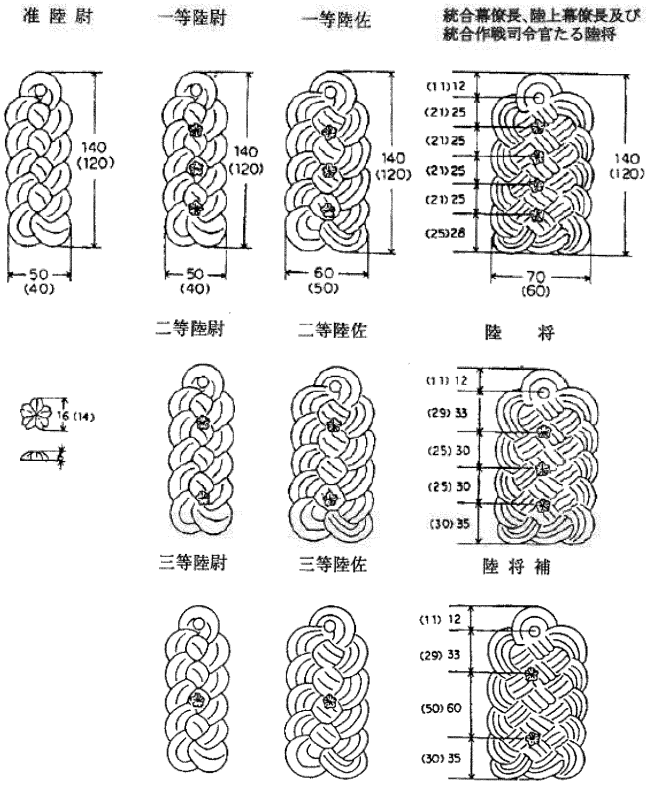
（女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）



（一）［略］

礼服用階級章

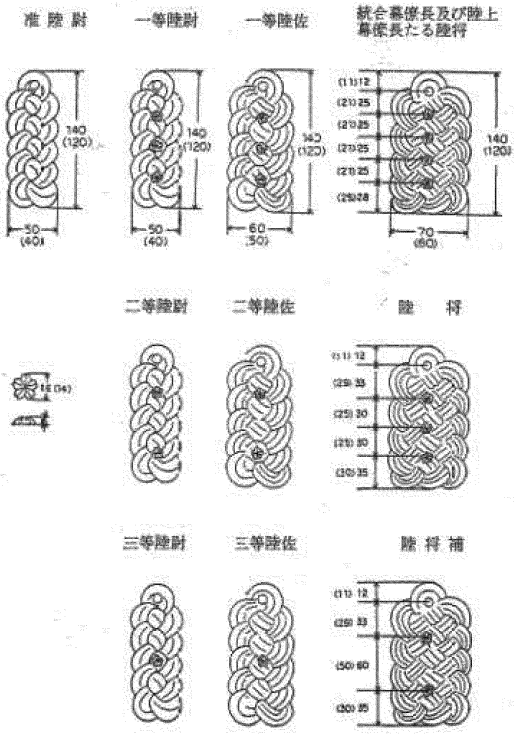
（女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）



（一）［同上］

礼服用階級章

（女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）



別表第三（第十六条関係）

(一)・(二)　［略］

図

海上自衛官服制の形状及び寸法

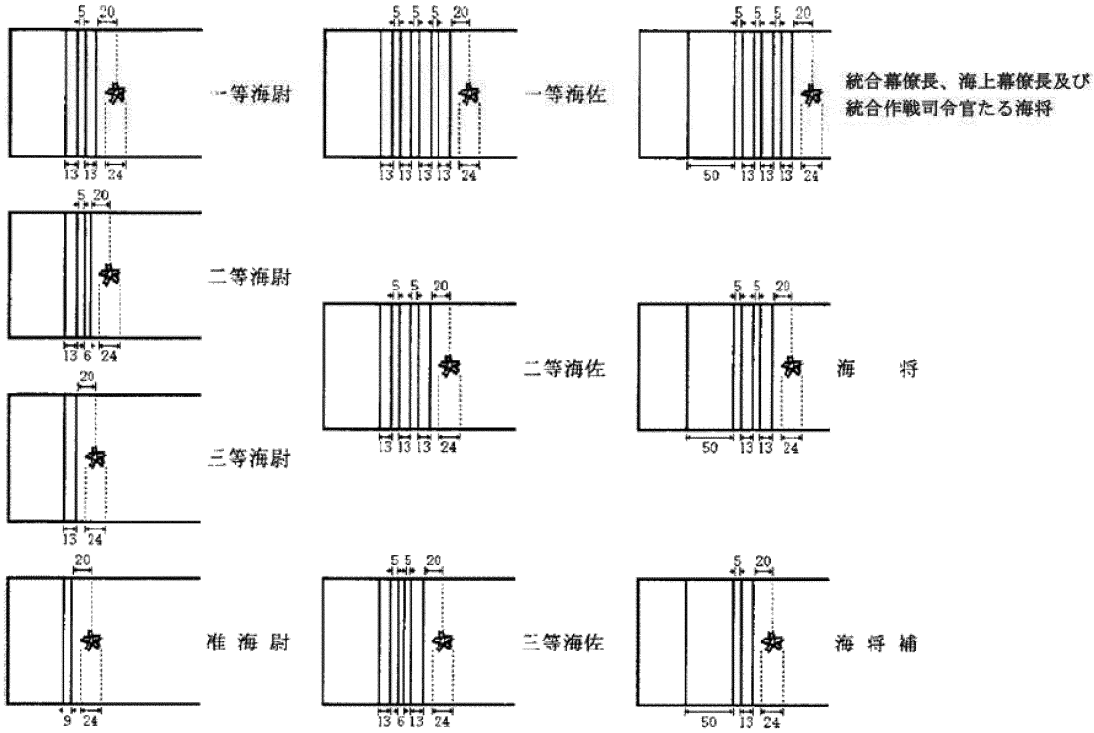
数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

(一)　一般の服制

イ　通常服等の服制

甲階級章

（幹部自衛官及び准海尉）



別表第三（第十六条関係）

(一)・(二)　［同上］

図

海上自衛官服制の形状及び寸法

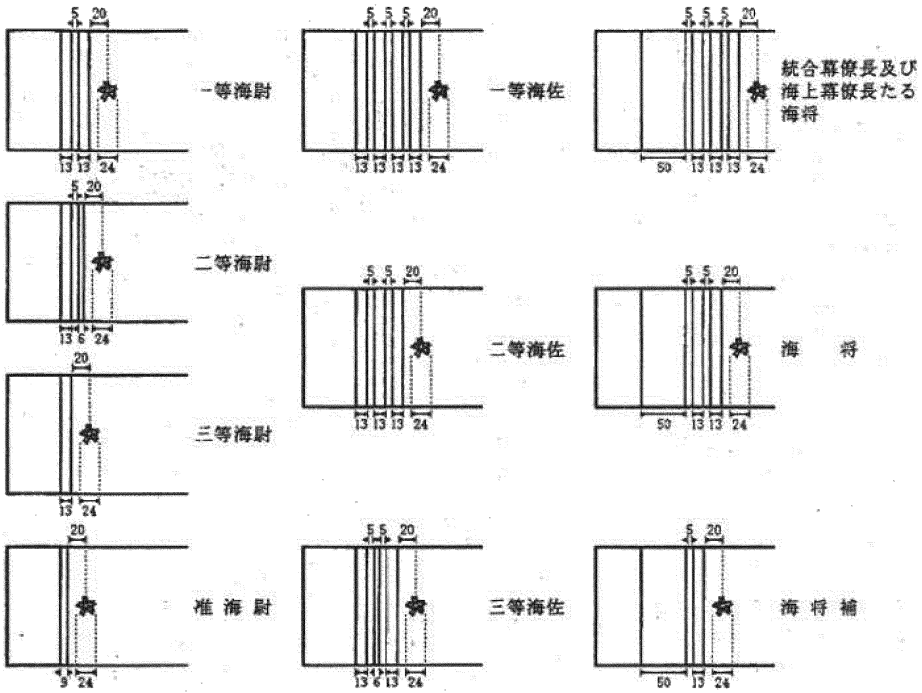
数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

(一)　一般の服制

イ　通常服等の服制

甲階級章

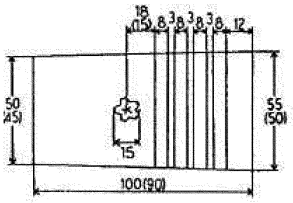
（幹部自衛官及び准海尉）



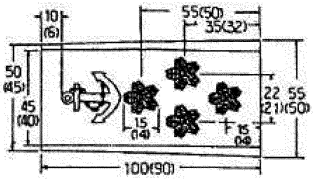
乙階級章

（女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）

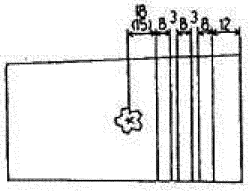
一等海佐



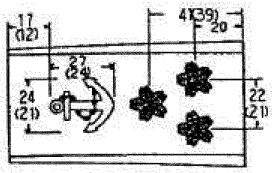
統合幕僚長、海上幕僚長及び統合作戦司令官たる海将



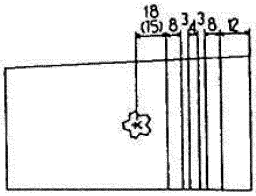
二等海佐



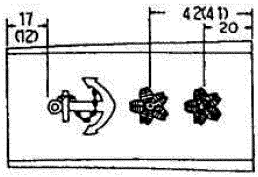
海　将



三等海佐



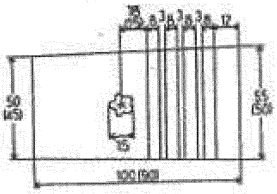
海将補



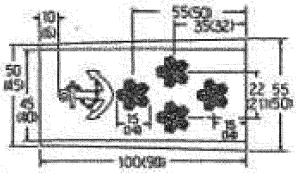
乙階級章

（女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）

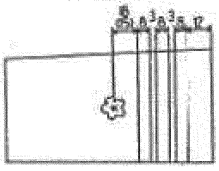
一等海佐



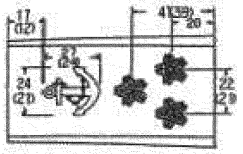
統合幕僚長及び海上幕僚長たる海将



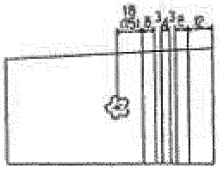
二等海佐



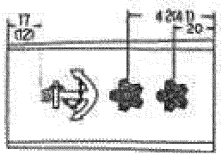
海　将



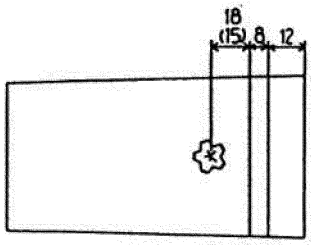
三等海佐



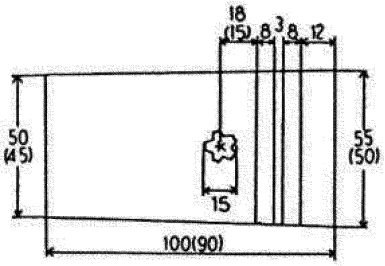
海将補



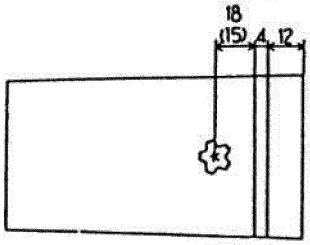
三等海尉



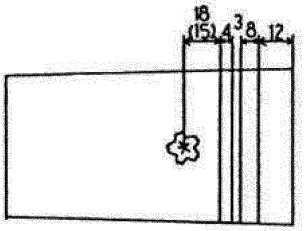
一等海尉



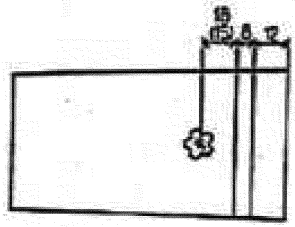
准海尉



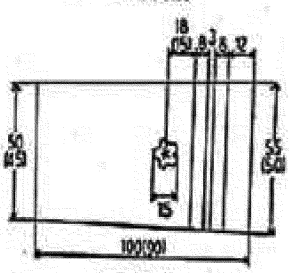
二等海尉



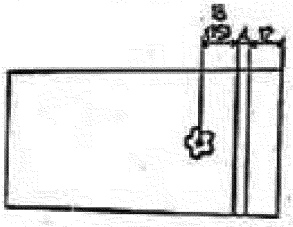
三等海尉



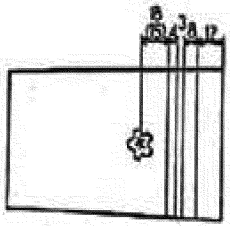
一等海尉



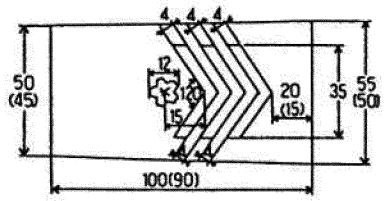
准海尉



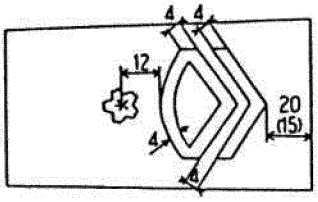
二等海尉



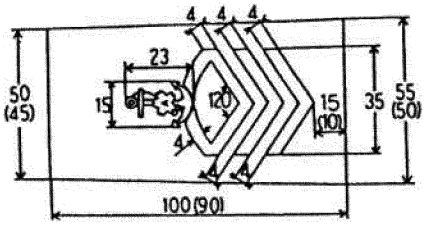
海士長



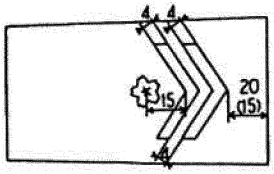
二等海曹



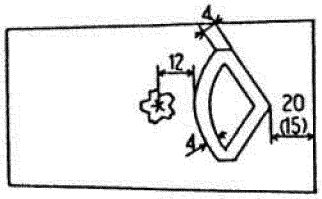
海曹長



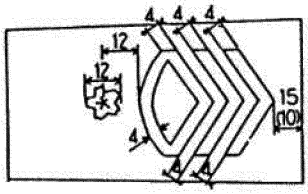
一等海士



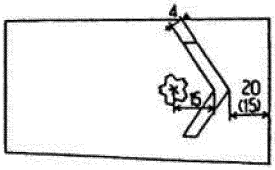
三等海曹



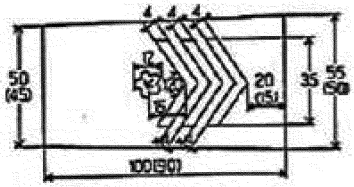
一等海曹



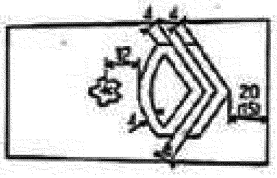
二等海士



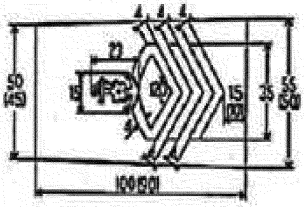
海士長



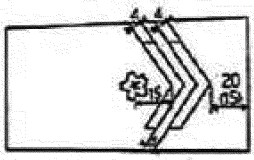
二等海曹



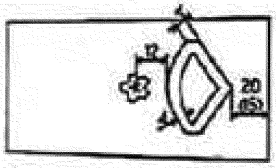
海曹長



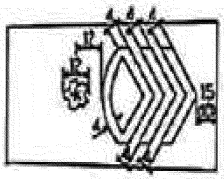
一等海士



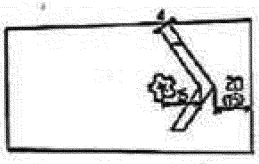
三等海曹



一等海曹



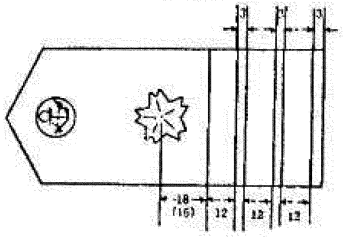
二等海士



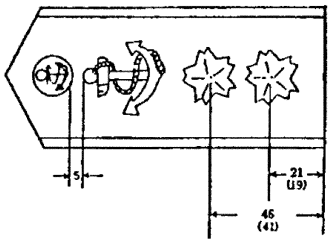
丙階級章

（幹部自衛官及び准海尉。ただし、女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）

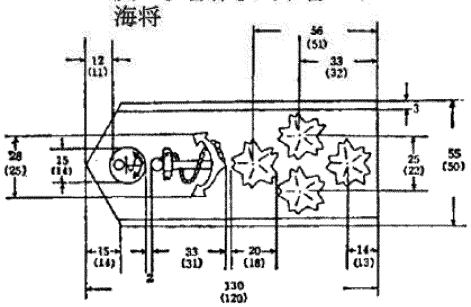
二等海佐



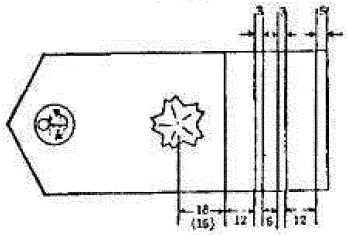
海将補



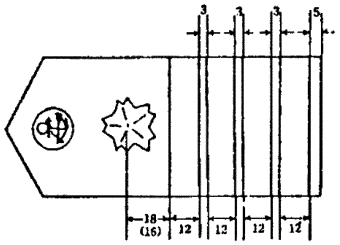
統合幕僚長、海上幕僚長及び統合作戦司令官たる海将



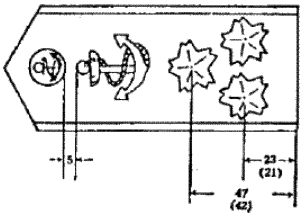
三等海佐



一等海佐



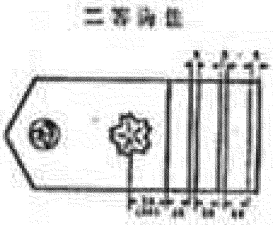
海将



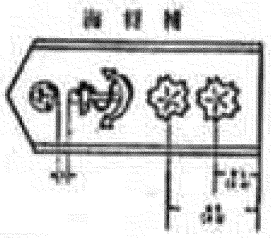
丙階級章

（幹部自衛官及び准海尉。ただし、女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）

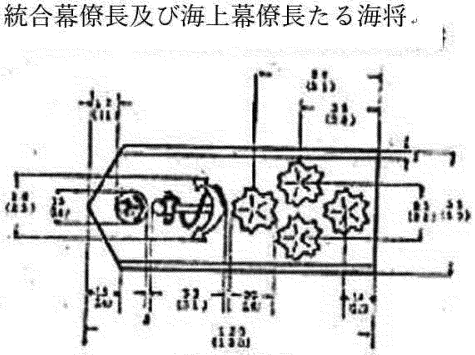
二等海佐



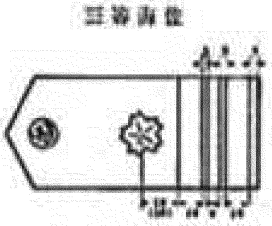
海将補



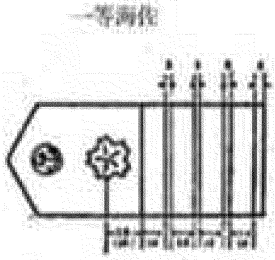
統合幕僚長及び海上幕僚長たる海将



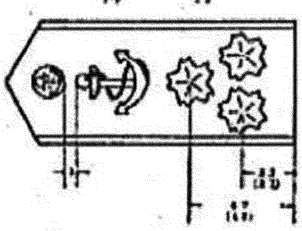
三等海佐



一等海佐



海将



ロ　［略］

(二)　［略］

別表第四（第十六条関係）

(一)・(二)　［略］

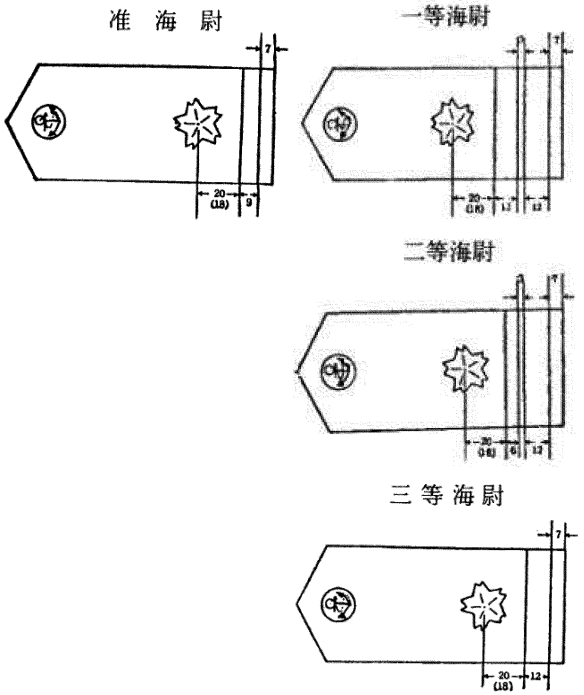
図　航空自衛官服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

(一)　一般の服制

イ　［略］

ロ　幹部自衛官及び准空尉の礼服等の服制



ロ　［同上］

(二)　［同上］

別表第四（第十六条関係）

(一)・(二)　［同上］

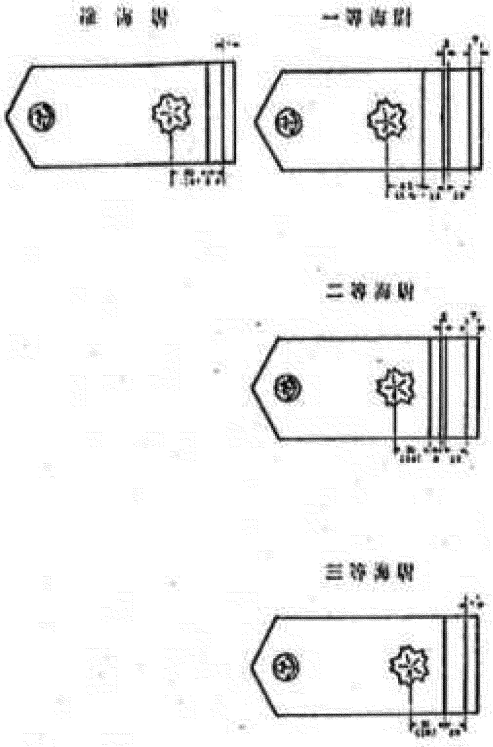
図　航空自衛官服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

(一)　一般の服制

イ　［同上］

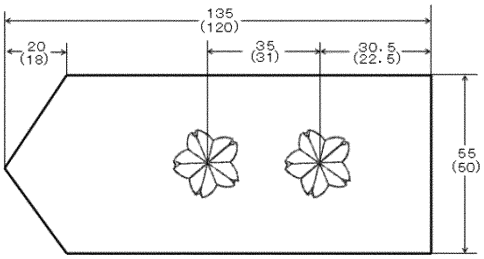
ロ　幹部自衛官及び准空尉の礼服等の服制



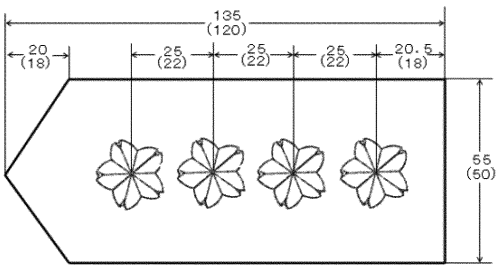
礼服用階級章

（女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）

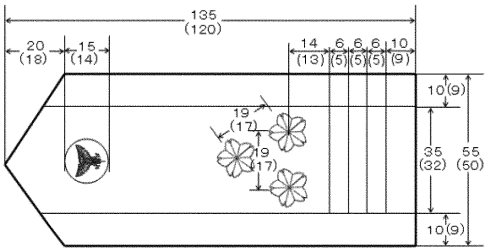
空将補



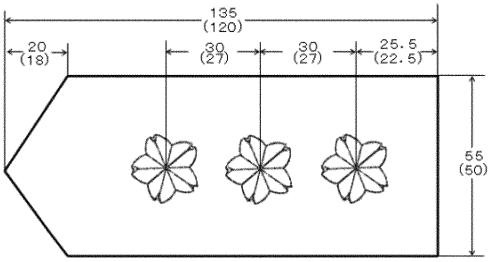
統合幕僚長、航空幕僚長及び
統合作戦司令官たる空将



一等空佐



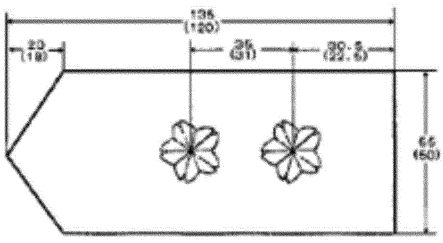
空将



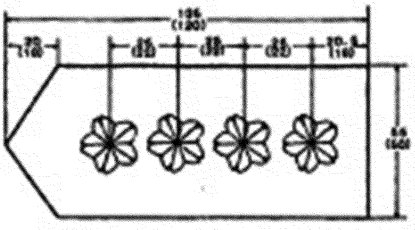
礼服用階級章

（女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）

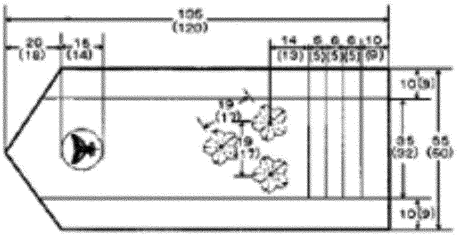
空将補



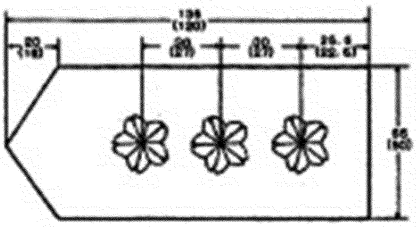
統合幕僚長及び航空幕僚長たる空将



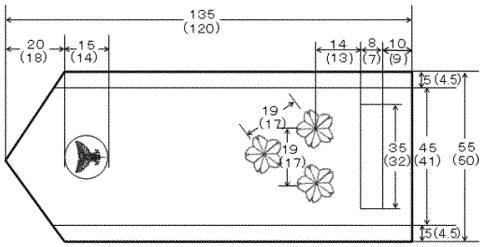
１等空佐



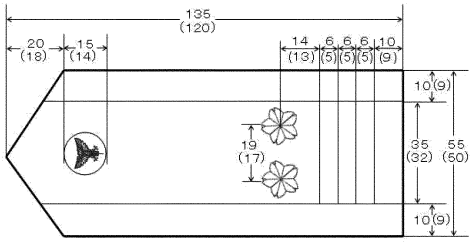
空将



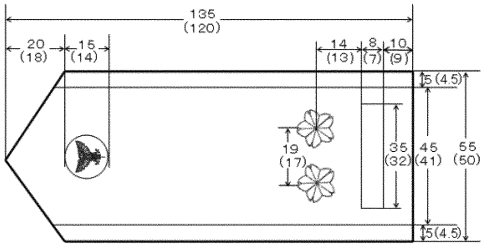
一等空尉



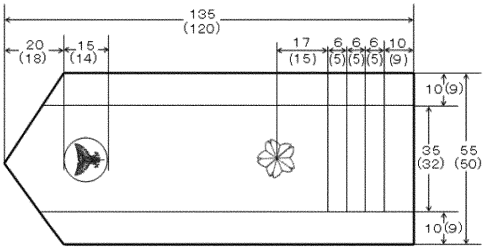
二等空佐



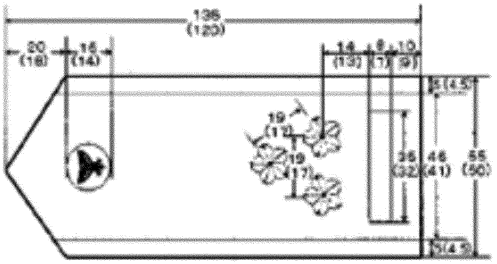
二等空尉



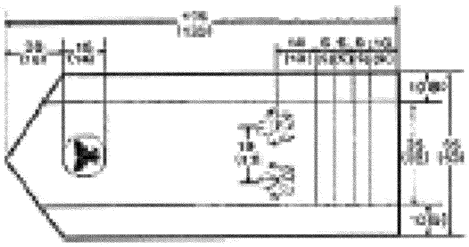
三等空佐



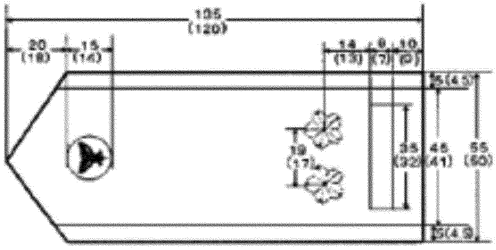
1等空尉



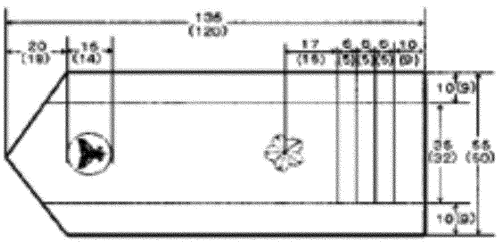
2等空佐



2等空尉

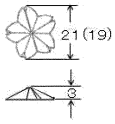


3等空佐

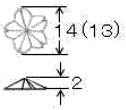


（二）［略］

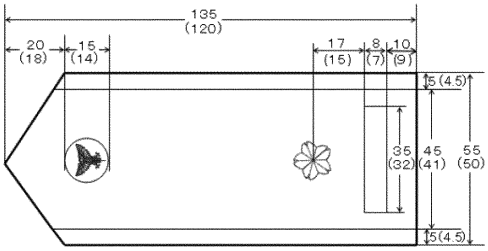
（空将及び空将補）



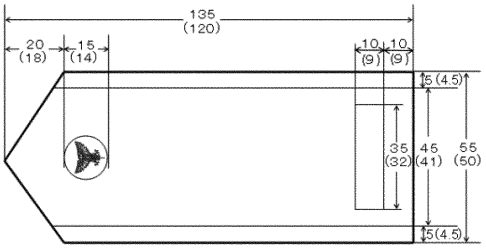
（一等空佐から三等空尉まで）



三等空尉

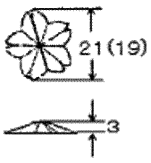


准空尉



（二）［同上］

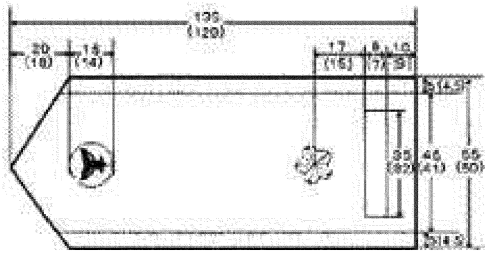
（空将及び空将補）



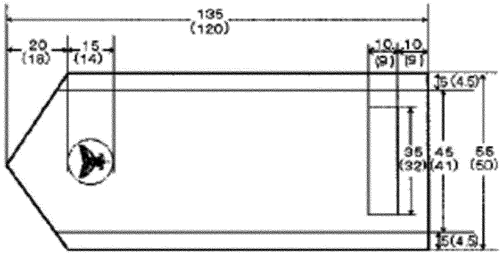
（１等空佐から３等空尉まで）



３等空尉



准空尉



別表第八その二（第八十八条関係）
国の所有に属する有機力支援船等に備え付ける書類

艦船等国籍証書

第　号

名　　称	
船　　質	
全　　長	
最　大　幅	
喫　　水	
排　水　量	
機関の種類及び数	
搭　載　人　員	

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

令和　　年　　月　　日

日本国政府防衛省

備考
一　喫水の定めのない場合にあつては、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。
二　排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「総トン数」又は「載貨重量」と記載するものとする。
三　この書類の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。

別表第八その二（第八十八条関係）
国の所有に属する有機力支援船等に備え付ける書類

艦船等国籍証書

第　号

名　　称	
船　　質	
全　　長	
最　大　幅	
喫　　水	
排　水　量	
機関の種類及び数	
搭　載　人　員	

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

令和　　年　　月　　日

日本国政府防衛省

備考
一　陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下同じ。）にあつて、「喫水」の定めのない場合にあつては、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。
二　陸上自衛隊の使用する船舶にあつては、「排水量」に代えて「総トン数」と記載するものとする。
三　海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶にあつて、排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。
四　この書類の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。

別表第八その三（第八十八条関係）
国の所有に属する無機力支援船等に備え付ける書類

艦船等国籍票

第　号

名　　称	
全　　長	
最　大　幅	
喫　　水	
排　水　量	

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

令和　年　月　日

日本国政府防衛省

備考
一　喫水の定めのない場合にあつては、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。
二　排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「総トン数」又は「載貨重量」と記載するものとする。
三　この書類の大きさは、縦百五ミリメートル、横百四十八ミリメートルとする。
四　この書類の材質は、金属又は紙とする。

別表第八その三（第八十八条関係）
国の所有に属する無機力支援船等に備え付ける書類

艦船等国籍票

第　号

名　　称	
全　　長	
最　大　幅	
喫　　水	
排　水　量	

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

令和　年　月　日

日本国政府防衛省

備考
一　陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下同じ。）にあつて、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。
二　陸上自衛隊の使用する船舶にあつては、「排水量」に代えて「総トン数」と記載するものとする。
三　海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶にあつて、排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。
四　この書類の大きさは、縦百五ミリメートル、横百四十八ミリメートルとする。
五　この書類の材質は、金属又は紙とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（陸上自衛隊及び海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令の一部改正）

第二条　陸上自衛隊及び海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令（昭和二十九年総理府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令 （火薬類の貯蔵） **第一条**　自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下「船舶」という。）において常用する火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に規定する火薬類をいう。以下「火薬類」という。）を貯蔵する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 一～十一　［略］	陸上自衛隊及び海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令 （火薬類の貯蔵） **第一条**　陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶（以下「船舶」という。）において常用する火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に規定する火薬類をいう。以下「火薬類」という。）を貯蔵する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 一～十一　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則の一部改正）

第三条　陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（自衛隊法第十条の二第三項の規定により方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官に一部指揮させる場合の事務） **第二十七条**　防衛大臣が、自衛隊法第十条の二第三項の規定により、方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官に一部指揮させる場合には、これに関する事務は、所掌事務の区分に応じ陸上総隊司令部の部、課、報道官、医務官、監察官及び法務官が行うものとする。 （参事官） **第三十条**　北部方面総監部、東部方面総監部、中部方面総監部及び西部方面総監部に、それぞれ参事官一人を置く。 ２・３　［略］	（自衛隊法第十条の二第三項の規定により方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官の指揮下に置く場合の事務） **第二十七条**　防衛大臣が、自衛隊法第十条の二第三項の規定により、方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官の指揮下に置く場合には、これに関する事務は、所掌事務の区分に応じ陸上総隊司令部の部、課、報道官、医務官、監察官及び法務官が行うものとする。 （参事官） **第三十条**　方面総監部に、参事官一人を置く。 ２・３　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第四条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一～五　［略］ 六　海上幕僚副長、海上幕僚監部人事教育部長、海上幕僚監部防衛部長、海上幕僚監部装備計画部長、自衛艦隊司令部幕僚長、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、舞鶴地方総監、横須賀地方総監部幕僚長、佐世保地方総監部幕僚長、大湊地区総監、教育航空集団司令官、海上自衛隊幹部学校長、海上自衛隊第一術科学校長及び海上自衛隊補給本部長	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一～五　［同上］ 六　海上幕僚副長、海上幕僚監部人事教育部長、海上幕僚監部防衛部長、海上幕僚監部装備計画部長、自衛艦隊司令部幕僚長、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、舞鶴地方総監、大湊地方総監、横須賀地方総監部幕僚長、佐世保地方総監部幕僚長、教育航空集団司令官、海上自衛隊幹部学校長、海上自衛隊第一術科学校長及び海上自衛隊補給本部長

改正後	改正前
七　［略］	七　［同上］
八　防衛大学校副校長、防衛医科大学校副校長、防衛研究所副所長、統合作戦副司令官、統合作戦司令部幕僚長、統合作戦司令部作戦部長、自衛隊中央病院副院長、自衛隊札幌病院長、自衛隊入間病院長、自衛隊横須賀病院長及び自衛隊福岡病院長	八　防衛大学校副校長、防衛医科大学校副校長、防衛研究所副所長、自衛隊中央病院副院長、自衛隊札幌病院長、自衛隊入間病院長、自衛隊横須賀病院長及び自衛隊福岡病院長
九・十　［略］	九・十　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（地方総監部組織規則の一部改正）

第五条　地方総監部組織規則（昭和四十五年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（厚生課）	（厚生課）
第六条　厚生課においては、次の事務をつかさどる。	**第六条**　厚生課においては、次の事務をつかさどる。
一・二　［略］	一・二　［同上］
三　隊員の恩給、退職手当及び災害補償に関すること。	三　隊員の恩給、退職手当及び公務災害補償に関すること。
四・五　［略］	四・五　［同上］
（副官）	（副官）
第二十三条　舞鶴地方総監部及び呉地方総監部に、それぞれ所要の副官を置く。	**第二十三条**　舞鶴地方総監部、大湊地方総監部及び呉地方総監部に、それぞれ所要の副官を置く。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則の一部改正）

第六条　航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　航空支援集団司令部（第二十条―第二十九条の十五）	第二章　航空支援集団司令部（第二十条―第二十九条の十四）
第三章～第七章　［略］	第三章～第七章　［同上］
附則	附則
（法務官）	（法務官）
第十八条の二　航空総隊司令部に法務官一人を置く。	**第十八条の二**　航空総隊司令部に法務官一人を置く。
2　［略］	2　［同上］
3　法務官は、航空総隊司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。	3　法務官は、航空総隊司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。
［号を削る。］	一‖訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
一・二　［略］	二・三　［同上］
（法務官）	（法務官）
第二十九条の十四　航空支援集団司令部に法務官一人を置く。	**第二十九条の十四**　航空支援集団司令部に法務官一人を置く。
2　［略］	2　［同上］
3　法務官は、航空支援集団司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。	3　法務官は、航空支援集団司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。
［号を削る。］	一‖訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
一・二　［略］	二・三　［同上］

（総務課）
第三十三条　総務課においては、次の事務をつかさどる。
一～四　［略］
五・六　［号を削る。］
（計画課）
第三十八条　計画課においては、次の事務をつかさどる。
一～七　［略］
八　法令の調査及び研究に関すること。
九　［略］
（総務課）
第四十二条　総務課においては、次の事務をつかさどる。
一～五　［略］
六・七　［号を削る。］
（法務官）
第五十七条の十四　航空方面隊司令部に、法務官一人を置く。
2　［略］
3　法務官は、航空方面隊司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。
一　損害賠償及び損失補償に関すること。
二・三　［略］
（監理部）
第五十九条　監理部においては、次の事務をつかさどる。
一～六　［略］
七　［号を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則の一部改正）

第七条　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第六条第一項に規定する部隊等） **第一条**　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。以下「法」という。）第六条第一項に規定する防衛省令で定める部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下この条及び第三十四条において同じ。）は、次に掲げる部隊等とする。 一～七　［略］ 八　航空基地隊（地方総監部及び地区総監部の所在地に所在する航空基地隊を除く。） 九　地区隊 十～十三　［略］	（法第六条第一項に規定する部隊等） **第一条**　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。以下「法」という。）第六条第一項に規定する防衛省令で定める部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下この条及び第三十四条において同じ。）は、次に掲げる部隊等とする。 一～七　［同上］ 八　航空基地隊（地方総監部の所在地に所在する航空基地隊を除く。） ［号を加える。］ 九～十二　［同上］

（総務課）
第三十三条　総務課においては、次の事務をつかさどる。
一～四　［同上］
五　訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
六・七　［同上］
（計画課）
第三十八条　計画課においては、次の事務をつかさどる。
一～七　［同上］
［号を加える。］
八　［同上］
（総務課）
第四十二条　総務課においては、次の事務をつかさどる。
一～五　［同上］
六　訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
七・八　［同上］
（法務官）
第五十七条の十四　航空方面隊司令部に、法務官一人を置く。
2　［同上］
3　法務官は、航空方面隊司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。
一　訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
二・三　［同上］
（監理部）
第五十九条　監理部においては、次の事務をつかさどる。
一～六　［同上］
七　訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
八　［同上］

別表（第六条関係）

区分	抑留資格認定官	管轄
［略］	［略］	［略］
海上自衛隊	横須賀地方総監 呉地方総監 佐世保地方総監 舞鶴地方総監	この項の抑留資格認定官欄の各官職が長である地方隊が自衛隊法施行令第二十七条及び別表第四において責任部隊とされている警備区域の区域
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（若年定年退職者給付金に関する省令の一部改正）

第八条　若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（若年定年退職者申出書） **第二条**　大臣官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上自衛隊の部隊及び機関（陸上幕僚長の指定する部隊及び機関とし、自衛隊情報保全隊、自衛隊海上輸送群、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）の長、海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の指定する部隊及び機関とし、海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）の長、航空自衛隊の部隊及び機関（航空幕僚長の指定する部隊及び機関とし、航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）の長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長並びに防衛装備庁長官（次条第二項において「大臣官房長等」という。）は、若年定年退職者及び法第二十七条の十一第三項に規定する勤務延長期間内に死亡した者（以下この項において「勤務延長期間内死亡者」という。）の退職又は死亡に際しては、その者に係る給付金支給機関（給付金の支給を受けることができる者に対して給付金を支給することとされている機関をいう。以下同じ。）の長に対してその旨を通知するとともに、若年定年退職者又は勤務延長期間内死亡者の遺族等（法第二十七条の十一第三項の規定により給付金の支給を受ける者をいう。）に別記様式第一の若年定年退職者申出書を提出させ、当該給付金支給機関の長に送付するものとする。 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（若年定年退職者申出書） **第二条**　大臣官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上自衛隊の部隊及び機関（陸上幕僚長の指定する部隊及び機関とし、自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）の長、海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の指定する部隊及び機関とし、海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）の長、航空自衛隊の部隊及び機関（航空幕僚長の指定する部隊及び機関とし、航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）の長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長並びに防衛装備庁長官（次条第二項において「大臣官房長等」という。）は、若年定年退職者及び法第二十七条の十一第三項に規定する勤務延長期間内に死亡した者（以下この項において「勤務延長期間内死亡者」という。）の退職又は死亡に際しては、その者に係る給付金支給機関（給付金の支給を受けることができる者に対して給付金を支給することとされている機関をいう。以下同じ。）の長に対してその旨を通知するとともに、若年定年退職者又は勤務延長期間内死亡者の遺族等（法第二十七条の十一第三項の規定により給付金の支給を受ける者をいう。）に別記様式第一の若年定年退職者申出書を提出させ、当該給付金支給機関の長に送付するものとする。 2　［同上］

別表（第六条関係）

区分	抑留資格認定官	管轄
［同上］	［同上］	［同上］
海上自衛隊	大湊地方総監 横須賀地方総監 呉地方総監 佐世保地方総監 舞鶴地方総監	この項の抑留資格認定官欄の各官職が長である地方隊が自衛隊法施行令第二十七条及び別表第四において責任部隊とされている警備区域の区域
［同上］	［同上］	［同上］

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第九条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正前	改正後
自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。	自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［略］	［略］	［略］
	八　地方総監部及び地区総監部	三十七　地方総監部及び地区総監部（以下この項において「地方総監部等」という。）の課長の属する職制上の段階	課長
	［略］	三十九　地方総監部等の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
	［略］	［略］	［略］
	十八　統合作戦司令部、自衛隊情報保全隊、自衛隊サイバー防衛隊及び自衛隊海上輸送群	七十の二　この項第二欄第十八号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「統合作戦司令部等」という。）の長又は統合作戦司令部等に置かれる部隊の長の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	専門官
	［略］	七十一　統合作戦司令部等の所掌事務を分掌する係の長又は統合作戦司令部等に置かれる部隊の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
［略］		［略］	

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［同上］	［同上］	［同上］
	八　地方総監部	三十七　地方総監部の課長の属する職制上の段階	課長
	［同上］	三十九　地方総監部の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
	［同上］	［同上］	［同上］
	十八　自衛隊情報保全隊及び自衛隊サイバー防衛隊	七十の二　この項第二欄第十八号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「自衛隊情報保全隊等」という。）の長又は自衛隊情報保全隊等に置かれる部隊の長の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	専門官
	［同上］	七十一　自衛隊情報保全隊等の所掌事務を分掌する係の長又は自衛隊情報保全隊等に置かれる部隊の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
［同上］		［同上］	

［略］		
五　陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊（前号及び次号を除く。）及び自衛隊サイバー防衛隊	［略］	
六　航空医学安全研究隊	十八　航空医学安全研究隊の研究に関する所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長
	十九　航空医学安全研究隊の部の所掌事務を分掌する科の長の属する職制上の段階	科長
［略］		
七　削除	二十二から二十四まで削除	
八　学校、教育訓練研究本部、補給統制本部及び海上自衛隊補給本部	二十五　航空自衛隊幹部学校航空研究センターの所掌事務のうち、司令部が置かれず部が置かれる部隊（前号に掲げるものを除く。）	室長
	二十二　この項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等の長の指揮監督を受け、研究に関する所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長
	二十三　前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	主任研究官
	二十四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	研究員
	二十五　削除	

［同上］		
五　陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊（前号、次号及び第七号を除く。）及び自衛隊サイバー防衛隊	［同上］	
六　航空医学実験隊	十八　航空医学実験隊の研究に関する所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長
	十九　航空医学実験隊の部の所掌事務を分掌する科の長の属する職制上の段階	科長
［同上］		
七　航空自衛隊の部隊のうち、司令部が置かれず部が置かれる部隊（前号に掲げるものを除く。）	二十二　この項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等の長の指揮監督を受け、研究に関する所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長
	二十三　前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	主任研究官
	二十四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	研究員
八　学校、教育訓練研究本部、補給統制本部及び海上自衛隊補給本部	二十五　削除	

			ち、研究に関する事務を分掌する室の長の属する職制上の段階
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
七　診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マッサージ指圧師、歯科衛生士、歯科技工士等の行う医療技術に関する事務をつかさどる官職の職務（五の項及び六の項に掲げる職務を除く。）	［略］	［略］	［略］
	二　自衛隊の部隊等及び自衛隊海上輸送群	［略］	［略］
		五　自衛隊の部隊等及び自衛隊海上輸送群においてこの項第一欄に掲げる事務をつかさどる官職の属する職制上の段階	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

			［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
七　診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マッサージ指圧師、歯科衛生士、歯科技工士等の行う医療技術に関する事務をつかさどる官職の職務（五の項及び六の項に掲げる職務を除く。）	［同上］	［同上］	［同上］
	二　自衛隊の部隊等	［同上］	［同上］
		五　自衛隊の部隊等においてこの項第一欄に掲げる事務をつかさどる官職の属する職制上の段階	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部改正）

第十条　自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和六年防衛省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（防衛省令で定める機関等） **第三条**　令第十七条の四第三項及び第四項、第十七条の四の二第一項、第十七条の四の三第四項、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の五の二第三項並びに第十七条の六の三第二項及び第四項に規定する防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、海上幕僚監部、海上自衛隊の地方総監部及び地区総監部、自衛隊中央病院、自衛隊地方協力本部並びに防衛大臣が別に定める自衛隊の部隊又は機関とする。	（防衛省令で定める機関等） **第三条**　令第十七条の四第三項及び第四項、第十七条の四の二第一項、第十七条の四の三第四項、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の五の二第三項並びに第十七条の六の三第二項及び第四項に規定する防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、海上幕僚監部及び海上自衛隊の地方総監部、自衛隊中央病院、自衛隊地方協力本部並びに防衛大臣が別に定める自衛隊の部隊又は機関とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年三月二十四日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正前の自衛隊法第百九条第三項の規定により陸上自衛隊及び海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）が備え付けている書類の様式については、第一条の規定による改正後の自衛隊法施行規則別表第八の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○防衛省令第六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十条の十七第六項の規定に基づき、統合作戦司令部組織規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

防衛大臣　中谷　元

統合作戦司令部組織規則

（幕僚長）

第一条　幕僚長は、統合作戦司令官の命を受け、部務並びに総務官、指揮通信運用官及び法務官の職務を統制する。

（司令官補佐官）

第二条　統合作戦司令部に、司令官補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　司令官補佐官は、事務官をもって充てる。

3　司令官補佐官は、統合作戦司令官の命を受け、統合作戦司令部の事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から、統合作戦司令部の事務に関する重要事項に係る方針及び計画の立案に関し助言し、並びに統合作戦司令部の事務に関し重要事項について必要な調整を行う。

（部）

第三条　統合作戦司令部に、次の三部を置く。

情報部

作戦部

後方運用部

（情報部の分課）

第四条　情報部に、次の二課を置く。

情報第一課

情報第二課

（情報第一課）

第五条　情報第一課は、次の事務をつかさどる。

一　情報の収集整理に関する業務計画に関すること。

二　情報の収集整理に関する調査及び研究に関すること。

三　自衛隊の部隊の行動に関し必要な情報計画の作成に係る情報の収集整理の調整に関すること。

四　秘密の保全に関すること。

五　部内の事務の総括に関すること。

（情報第二課）

第六条　情報第二課は、次の事務をつかさどる。

一　自衛隊の部隊の行動に関し必要な情報見積り及び情報計画に関すること（情報第一課の所掌に属するものを除く。）。

二　資料及び情報の収集整理及び配布の実施に関すること。

（作戦部の分課）

第七条　作戦部に、次の四課を置く。

作戦企画課

作戦第一課

作戦第二課

訓練課

（作戦企画課）

第八条　作戦企画課は、次の事務をつかさどる。

一　自衛隊の部隊の行動に関する実施計画の総合調整に関すること。

二　防衛及び警備の実施計画に関すること。

三　統合作戦司令部の定員、編成、装備及び配置の実施計画に関すること。

四　業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。

五　部内の事務の総括に関すること。

（作戦第一課）

第九条　作戦第一課は、次の事務をつかさどる。

一　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第八号に規定する対処措置又は同法第二十二条第三項に規定する緊急対処措置に係る自衛隊の部隊の行動に関すること。

二　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第二条第一項に規定する対応措置に係る自衛隊の部隊の行動に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十八条の規定による命令による治安出動、同法第七十九条の規定による治安出動待機命令、同法第七十九条の二の規定による治安出動下令前に行う情報収集、同法第八十一条の規定による要請による治安出動、同法第八十一条の二の規定による自衛隊の施設等の警護出動、同法第八十二条の規定による海上における警備行動、同法第八十二条の三の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置及び同法第八十四条の規定による領空侵犯に対する措置に係る自衛隊の部隊の行動に関すること。

四　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第十八号に規定する調査及び研究のうち、前各号に係る自衛隊の部隊の運用に関すること。

（作戦第二課）

第十条　作戦第二課は、次の事務をつかさどる。

一　自衛隊の部隊の行動に関すること（作戦第一課、訓練課、後方運用課及び衛生運用課の所掌に属するものを除く。）。

二　防衛省設置法第四条第一項第十八号に規定する調査及び研究のうち、前号に係る自衛隊の部隊の運用に関すること。

（訓練課）

第十一条　訓練課は、自衛隊の部隊の行動に関し必要な訓練、その検閲及び演習に関する事務をつかさどる。

（後方運用部の分課）

第十二条　後方運用部に、次の二課を置く。

後方運用課

衛生運用課

（後方運用課）

第十三条　後方運用課は、次の事務をつかさどる。

一　自衛隊の部隊の行動に関すること（補給、整備、輸送及び施設に関するものに限る。）。

二　部内の事務の総括に関すること。

（衛生運用課）

第十四条　衛生運用課は、自衛隊の部隊の行動に関する事務（保健衛生に関するものに限る。）をつかさどる。

（部長、副部長及び課長）

第十五条　部に部長を、課に課長を置く。

2　作戦部に、副部長一人を置く。

3　前二項の職は、自衛官をもって充てる。

4　部長は、統合作戦司令官の命を受け、部務を掌理する。

5　副部長は、部長を助け、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を行う。

6　課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

（総務官）

第十六条　統合作戦司令部に、総務官一人を置く。

２　総務官は、自衛官をもって充てる。

３　総務官は、統合作戦司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。

一　統合作戦司令官の官印及び統合作戦司令部印の保管に関すること。

二　公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　文書の審査（法務官の所掌に属するものを除く。）及び進達に関すること。

四　統合作戦司令官及び統合作戦副司令官の庶務に関すること。

五　各部、指揮通信運用官及び法務官の事務の連絡調整に関すること。

六　業務計画の方式、作成、実施及び実施の検討の手続並びに業務計画の実施の検討に関すること。

七　隊務の能率的運営及び報告統制に関すること。

八　統計に関すること。

九　監察に関すること。

十　渉外に関すること。

十一　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

十二　旅費に関すること。

十三　給与及び会計の事務処理手続に関すること。

十四　自衛隊の部隊の行動に関する人事見積り及び人事の計画に関すること。

十五　隊員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。

十六　隊員の補充に関すること。

十七　礼式及び表彰に関すること。

十八　隊員の災害補償に関すること。

十九　隊員の福利厚生に関すること。

二十　前各号に掲げるもののほか、統合作戦司令部の事務で他の課又は官の事務に属しないものに関すること。

（指揮通信運用官）

第十七条　統合作戦司令部に、指揮通信運用官一人を置く。

２　指揮通信運用官は、自衛官をもって充てる。

３　指揮通信運用官は、統合作戦司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。

一　指揮通信の計画に関すること。

二　通信及び電波の使用及び監理に関すること。

三　統合作戦司令部の情報システムの整備及び管理に関すること。

四　統合作戦司令部の暗号に関すること。

（法務官）

第十八条　統合作戦司令部に、法務官一人を置く。

２　法務官は、自衛官をもって充てる。

３　法務官は、統合作戦司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。

一　訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。

二　例規案その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関すること。

三　法令の調査及び研究に関すること。

（所掌事務の特例）

第十九条　第三条から前条までに定めるもののほか、部、課、総務官、指揮通信運用官及び法務官は、統合作戦司令官から特に命ぜられた事務をつかさどる。

（雑則）

第二十条　この省令に定めるもののほか、統合作戦司令部の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則

この省令は、令和七年三月二十四日から施行する。

告　示

官　庁　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

令和七年三月二十一日　　金融庁長官　井藤　英樹

認可日　令和七年二月二十八日

貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第32条に定める事項を始めとする協会員が貸金業の業務運営に関し遵守すべき事項及びこれに関連する事項等を定めることによって、協会員の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則における用語の定義は、法で定めるものに準ずる。

（法令遵守等）

第３条　協会員は、法その他の関係法令等（「貸金業者向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成28年金融庁告示第３号）、「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」という。）を含む。）及び金融庁が策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）を遵守するほか、第２章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。

２　協会員は、この規則によって遵守に努めるべきものとして定められた事項について、その遵守に努めることとする。

３　協会員は、前２項以外の事項であって、この規則によって法令遵守に関連する事項として定められた事項については、これを参考に貸金業務に係る業務運営を行うこととする。

４　協会員は、前各項の目的を実現するため、必要に応じて監督指針で示された規範を踏まえ貸金業の業務を行うこととする。ただし、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることにより、法令を遵守し、業務の透明性及び適正性を確保することとする。

（経営管理）
第４条　協会員は、貸金市場が健全な発展を実現していくためには、協会員における代表者、取締役及び執行役等の経営者、自らが率先して法令遵守態勢の整備等に努める等、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要であることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、経営管理に係る必要な社内態勢等を整備するよう努めなければならない。
（業務の透明性の確保）
第５条　協会員は、資金需要者等に対し重大な影響を与える可能性のある業務に関する変更や不祥事件の発生等に際して、資金需要者等の視点に立ち、正確かつ公正な情報を迅速に個別当事者のみならず必要に応じて広く資金需要者等に対して伝達する必要があり、これらの説明責任を果たすことが、ひいては貸金業者の信頼性の向上につながることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、業務の透明性を確保する社内態勢等を整備するように努めなければならない。

第２章　遵守事項等各則

第１節　営業店登録の申請等に関する規則

（目的）
第６条　本節の定めは、協会員又は協会員となろうとする者（以下「協会員等」という。）が、多重債務問題への取組みとして、第７条に定義する有人店舗又は無人店舗の新たな設置にあたり適切な配置を行うことは、資金需要者等の利益の保護に資するものと考えられる。このことから、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院及び参議院の附帯決議（以下「附帯決議」という。）を踏まえ、一定の地域又は場所において有人店舗又は無人店舗を設置しようとする場合の取扱いを定めるものとする。
なお、既往の有人店舗又は無人店舗についても、多重債務問題の解決の趣旨を踏まえ、適切な対応に努めるものとする。
（定義）
第７条　本節において用語の定義は以下のとおりとする。
⑴　「有人店舗」とは、貸付けに関する業務（貸付けの契約の締結及び同契約に基づく金銭の交付に限る。）に従事する従業者が勤務している自社で設置する営業店をいう。
⑵　「無人店舗」とは、貸付けに関する業務（貸付けの契約の締結及び同契約に基づく金銭の交付に限る。）に従事する従業者が勤務しておらず、自社所有の自動契約受付機又は自動契約受付機及び現金自動設備が設置されている営業店をいう。
⑶　「郊外」とは、既成の市街区域の近郊にあり、自動車での交通を基礎とする幹線道路を中心とする商業地域をいう。
⑷　「近隣」とは、該当する建物の敷地及びこれらの用に供するものと認められる土地を含む周囲100メートルの区域内を目処とした地域をいう。
⑸　「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第９章に定める大学をいい、短期大学及び当該外国の学校教育制度において当該外国の大学として位置付けられ、その一部が日本国内に設置されている、いわゆる「外国大学の日本校」は含まれないものとする。
（一定の地域又は場所における有人店舗又は無人店舗の設置等）
第８条　協会員等は、以下に掲げる場合において有人店舗又は無人店舗を設置するにあたっては、多重債務者の発生を防止する本節の目的を踏まえ、新たな有人店舗又は無人店舗の設置を行わないものとする。
⑴　商業地域及び近隣商業地域において有人店舗又は無人店舗を設置する場合であって、同一又は隣接した建物にいわゆる競馬、競輪、競艇等に関する施設、パチンコ店（スロット店含む。）又は性風俗関連施設などの遊技施設等（以下この節において「遊技施設等」という。）が設けられているとき（大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第２条第２項に定める「大規模小売店舗」（以下この節において「大規模小売店舗」という。）内に設置する場合を除く。）。
⑵　郊外において無人店舗を設置する場合であって、近隣に遊技施設等が設けられているとき。
⑶　全ての地域又は場所において有人店舗又は無人店舗を設置する場合であって、同一又は隣接した建物において、大学に係る施設が設けられているとき（大規模小売店舗内に設置する場合を除く。）。
２　協会員等は、以下に掲げる場合（営業所の移転、合併、会社分割又は事業譲受等その他特段の理由がある場合を除く。）において有人店舗又は無人店舗を設置するにあたっては、多重債務者の発生を防止する本節の目的を踏まえ、原則として、新たな有人店舗又は無人店舗の設置を行わないものとする。
⑴　商業地域又は近隣商業地域において、同一の建物においてすでに２以上の貸金業者により有人店舗又は無人店舗が設置されているとき（なお、大規模小売店舗においては、当該建物の各階ごとに別の建物として取り扱うこととする。）。
⑵　郊外において、同一の建物においてすでに２以上の貸金業者により無人店舗が設置されているとき（なお、大規模小売店舗においては、当該建物の各階ごとに別の建物として取り扱うこととする。）。
（協会員による説明）
第９条　協会員等は、有人店舗又は無人店舗の設置状況について、協会から説明を求められた場合において、本節の規定に則ったものであることを説明することができるように、有人店舗又は無人店舗の設置時の写真を撮影してこれを保存するなど、協会員等において適切な措置を講じなければならない。

第２節　貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置に関する規則

（目的）
第10条　本節の定めは、協会員が法第12条の２の規定に従い、貸金業の業務の適切な運営を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。
（社内態勢整備）
第11条　協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に留意し、以下を主な内容とする社内規則等を策定し社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。
⑴　経営管理等
⑵　法令等遵守態勢
⑵の２　反社会的勢力による被害の防止
⑶　個人顧客情報の安全管理措置等
⑷　外部委託
⑸　取引時確認等の措置（取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置）及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置
⑹　相談及び助言の対応態勢
⑺　苦情及び紛争等の対応態勢
⑻　貸金業務取扱主任者
⑼　禁止行為
⑼の２　利息・保証料等に関する制限等
⑽　契約に関する説明
⑾　過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む。）
⑿　広告の取扱い
⒀　書面の交付義務
⒁　取立て行為
⒂　取引履歴の開示
⒃　債権譲渡等
⒄　営業店登録
⒅　過払金支払
⒆　システムリスク管理態勢

２　非営利特例対象法人（貸金業法施行規則（以下「施行規則」という。）第５条の６第２項に定めるものをいう。以下同じ。）たる協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、前項の定めに加え、非営利特例対象法人に対する特例を踏まえた社内規則等を策定し、社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。

３　中小企業・小規模事業者等との貸付けの契約を行う協会員については、「経営者保証ガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、「経営者保証ガイドライン」を融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。

第２節の２　貸金業務取扱主任者にかかる規則

（目的）

第11条の２　本節は、協会員が、法第12条の３に定める貸金業務取扱主任者（以下「主任者」という。）の役割及び権限等を明確にすることにより、法令等を踏まえた営業態勢の確立及び適正な業務処理の確保を図り、もって資金需要者等の利益に資することを目的とする。

（主任者の役割と権限）

第11条の３　協会員は、自ら法令等を遵守するとともに、役職員に対し、法令等を遵守させ、貸金業の業務を適正に行わせるため、主任者が、適切に指導、助言を行うことができるよう必要な配慮を行わなければならない。

２　協会員は、役職員が前項の指導又は助言を受けた場合、法令等違反その他の特段の事情がない限り、役職員をして、主任者が行う助言を尊重させるとともに指導に従わせなければならない。

（主任者の設置）

第11条の４　協会員は、営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）ごとに、営業所等において貸金業の業務に従事する者の数に対する主任者の数の割合が50分の１以上となる数の主任者を設置しなければならない。

２　前項における「貸金業の業務に従事する者の数」とは、法第12条の４第２項に規定する従業者名簿に記載されるべき従業員数の数と一致するものとし、人事、経理及び総務などの内部事務に関する業務並びにシステム管理などの業務は、原則として、「貸金業の業務」に該当しないものとする。

３　協会員は、法第12条の３等に基づき、各営業所等における主任者の数が第１項に定める数を下回らないように社内態勢を整備しなければならない。

第３節　法第12条の６に係る禁止行為に関する規則

（目的）

第12条　本節は、協会員がその業容規模に応じて必要な社内態勢整備に努めることにより、法第12条の６の貸金業の業務に関する禁止行為の規定に違反することなく、資金需要者等が適切な判断をすることができる適正な説明を行うことによって、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。

（重要な事項）

第13条　協会員は、貸付けの契約の内容のうち、「重要な事項」（資金需要者等の利害に関する事項であって、当該貸付けの契約の締結及び変更にあたり、その意思決定に影響を及ぼす事項をいう。）については、資金需要者等の利益に配慮した取扱いを行うものとし、特に、以下に掲げる事由については、その取扱いに留意するものとする。

⑴　貸付けの利率の引上げ
⑵　返済の方式の変更
⑶　賠償額の予定額の引上げ
⑷　債務者が負担すべき手数料等（貸付けの契約に基づいて負担する債務の元本額及び利息を除く。）の引上げ
⑸　銀行振込みによる支払方法その他の返済の方法の変更及び返済を受けるべき営業所その他の返済を受けるべき場所の変更
⑹　繰上げ弁済の可否及びその条件の変更
⑺　期限の利益の喪失の定めがあるときはその旨及びその内容の変更

（故意又は重大な過失による行為）

第14条　協会員は、以下に掲げる行為を行った場合には、法第12条の６に定める禁止行為に該当するおそれが大きいことに留意しなければならない。

⑴　資金需要者等から契約の内容について問い合わせがあったにもかかわらず、当該内容について回答せず、資金需要者等に不利益を与える行為
⑵　資金需要者等が契約の内容について誤解していること又はその蓋然性が高いことを認識しつつ正確な内容を告げない行為その他資金需要者等の適正な判断を妨げる行為

２　協会員は、法第12条の６第１号から第３号までに定める「告げる」又は「告げない」とは、必ずしも口頭で明示的に行うことに限らず、書面又は電磁的方法によるものその他を含むことに留意しなければならないものとし、例えば、以下に掲げる方法が考えられる。

⑴　ポスター等の営業所内への掲示
⑵　自動契約受付機、現金自動設備等の画面における表示
⑶　協会員のホームページを利用したインターネット上における表示
⑷　新聞、雑誌、テレビその他各種広告媒体における表示
⑸　資金需要者等の住所に対して通知を送付することによる告知

（不正又は不当な行為）

第15条　協会員は、次に掲げる行為を行った場合には、法第12条の６第４号に定める「不正又は著しく不当な行為」に該当するおそれがあることに留意しなければならない。

⑴　契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと。
イ　白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。
ロ　白地手形及び白地小切手を徴求すること。
ハ　印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書、年金受給証等の資金需要者等の社会生活上必要な証明書等を預かること。
ニ　貸付けの金額に比し、合理的な理由がないまま過大な担保（人的担保含む。）を徴求すること。
ホ　資金需要者等が借入申込書を記入するにあたり、虚偽の年収額、資金使途又は家計状況の記載を勧めること又は示唆すること。
ヘ　クレジットカードを担保として徴求すること。

⑵　人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払を要求すること。なお、一切の金銭の支払とは、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わない。
⑶　協会員が、架空名義若しくは他人の名義を利用して金融機関等に口座を開設し、又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済において当該口座に振込みを行うよう要求すること。
⑷　取立てにあたり、債務者等以外の者に保証人となるよう強要すること。
⑸　資金需要者等からの貸付の契約申し込みにあたり、例えば「信用をつけるため」等の虚偽の事実を伝え、手数料を要求すること。
⑹　生命保険、損害保険等の保険金により貸付金の弁済を要求すること。
⑺　資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること。

⑻　資金需要者等が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が存在する場合に、当該支援者を通じて資金需要者等に契約内容を理解してもらう等の努力をすることなく、単に障害があることを理由として契約締結を拒否すること。

⑼　債務者等の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付金額や貸付日などを基に残存債務の額を水増しし、和解契約を締結すること。

⑽　資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。

イ　資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。

ロ　今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。

ハ　貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。

⑾　確定判決において消費者契約法（平成12年法律第61号）第８条から第10条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約（消費者契約に限る。）を締結すること。

第３節の２　利息・保証料等に係る制限等に関する規則

（目的）

第15条の２　本節の定めは、法第12条の８の規定に従い、協会員の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（利息制限法の遵守）

第15条の３　協会員は、貸付けの契約を締結する場合、その利息（法第12条の８第２項に規定するみなし利息（以下「みなし利息」という。）を含む。）が利息制限法第１条に規定する金額を超える利息の契約を締結してはならない。

２　協会員は、法第12条の８及び施行令第３条の２の２に基づきみなし利息から除外される費用又は利用料等は、実費相当額（施行令第３条の２の３が適用される場合にはその範囲内のものに限る。）に限るものとする。

３　協会員は、債務者に対して金銭の貸付けを行う際にＡＴＭ利用手数料その他のみなし利息から除外される費用、利用料等（コンビニエンスストアに設置されているマルチメディアキオスクの利用料を含む。）を債務者に負担させる場合、貸付けを行うとき以外のとき（例えば、貸付けの契約に係る債権の全部又は一部について弁済を受けるとき等）に、当該費用を徴求することもできるものとする。

（社内態勢整備）

第15条の４　協会員は、利息及び保証料等について、法、利息制限法並びに出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律を遵守するための社内態勢整備に努めるにあたり、この規則第11条に留意しなければならない。

第４節　相談及び助言に関する規則

（目的）

第16条　本節は、協会員が法第12条の９の規定を実施するため、資金需要者等の貸付けの契約の締結及び債務の返済に関する適切な相談及び助言並びに助力のための社内態勢整備に努めることで、資金需要者等が返済余力を超えた借入れをすることを防止し、また、返済余力を超えた資金需要者等の家計の健全化を図ることを目的とする。

（社内態勢整備）

第17条　協会員は、適切な相談及び助言並びに助力のための社内態勢整備に努めるにあたり、この規則第11条に留意するとともに、協会が別に定める紛争解決等業務に関する規則（以下「紛争解決等業務規則」という。）に定められた協会員の責務に留意しなければならない。

第５節　苦情及び紛争対応に関する規則

（目的）

第18条　本節は、資金需要者等からの苦情、紛争等に対応することが、協会員の説明責任を事後的に補完する活動であり、併せて業務を改善していくための情報であり、また一方、苦情を端緒として企業が経営姿勢を厳しく追及され、企業の信頼が崩壊してしまうことがあることを認識し、協会員は、資金需要者等とのより良い関係性を維持するために苦情及び紛争に迅速かつ適切に対応できる態勢整備を図ることを目的とする。

（社内態勢整備）

第19条　協会員は、適切な苦情受付業務を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、この規則第11条に留意するとともに、紛争解決等業務規則に定められた協会員の責務に留意しなければならない。

第６節　過剰貸付け防止等に関する規則

第１款　総則

（目的）

第20条　本節の定めは、法第13条（返済能力の調査）及び法第13条の２（過剰貸付け等の防止）等の規定に関し、過剰貸付けを防止するための必要な事項を定めることによって、協会員の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（協会員の一般的責務）

第21条　協会員が資金需要者等の必要な収支状況を把握した上で返済能力を調査することは、資金需要者等が収支との均衡を踏まえた健全な返済計画に基づく貸付けの契約を締結することを可能にするという観点及び資金需要者等が多重債務に陥ることを防止するという観点から極めて重要であることにかんがみ、協会員は、貸付けの契約を締結する場合には、法その他の関係法令を遵守し、適正な貸付けの契約を締結しなければならない。

（返済能力の調査に係る基準）

第21条の２　協会員は、法その他の関係法令を遵守し、適正な貸付けの契約の締結が行われるようにするため、例えば、顧客等の収入又は収益その他資力及び支出の状況、借入れの状況、資金使途等を考慮した返済能力の調査に係る基準を設けなければならない。

（記録の保存）

第21条の３　協会員は、前条の規定に基づき定めた返済能力の調査に係る基準に従い顧客等の返済能力を調査した場合、調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。ただし、返済能力の調査の結果、当該顧客等と貸付けの契約を締結しなかった場合には、この限りではない。

２　協会員は、次の各号に掲げる貸付けの契約の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、前項に規定する記録（法第13条第３項の規定により年収証明書（第27条の２第３項に定義する。）の提出又は提供を受けたときは、当該書面又はその写し（電磁的記録）を含む。以下本条において同じ。）を保存しなければならない。

⑴　貸付けに係る契約　当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあっては、当該債権の消滅した日。ただし、当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあっては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあっては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）

⑵　貸付けに係る契約の保証契約　前号に定める日又は当該保証契約に基づく債務が消滅した日のうちいずれか早い日

３　協会員は、前項第１号に定める「弁済その他の事由により消滅したとき」には債権を譲渡したときは含まれないことに留意するものとする。

（返済能力の調査―借入れ意思の確認）

第22条　協会員は、資金需要者等と貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結する際、借入申込書に借入希望額、申込み時点での借入額及び年収額等を自ら記入させること等により、その借入れの意思の確認を行わなければならない。

２　協会員は、借入れの意思の確認を行う場合には、前項に規定する方法に代えて次の各号に掲げる方法によることができる。

⑴　資金需要者等からの借入れの申込みにおいて、前項に規定する各事項が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送信を受ける方法

⑵　資金需要者等からの借入れの申込みにおいて、電話通信の方法により前項に規定する各事項を聴取し、これらを記録する方法

３　資金需要者等が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して代筆対応等を行う場合にも、顧客本人の借入れの意思が適切に反映されていることを慎重に確認を行わなければならない。

４　協会員は、前３項に規定する方法により実施した調査結果を記録し、あわせて、前条第２項及び第３項に従い、当該記録を保存しなければならない。

（過剰貸付けの禁止）

第23条　協会員は、貸付けの契約を締結しようとする場合において、第21条の２の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約（法第13条の２第２項に定めるものをいう。）その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。

（人的担保を徴求して行う貸付け）

第24条　保証を付した貸付けに係る契約を締結する場合、協会員は、当該契約を締結するまでに、保証人からの代位弁済がなくとも返済しうるか否かを確認するものとする。また、協会員は、保証を付した貸付けに係る契約を締結するまでに、保証人になろうとする者について、返済状況等の調査を行い、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力及び保証人の認識についても確認するものとする。

２　法第16条の２第３項においては、協会員が貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、同項に規定する事前説明書面を保証契約締結までに交付しなければならないこととされているところであるが、協会員が保証人（保証業者を除く。以下、本条において同じ。）を立てさせて貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結する場合には、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合における責任の内容を当該保証契約の保証人となろうとする者に十分に理解させるという観点から、当該書面の交付時期を保証契約締結日の前日までにしなければならない。

（保証業者を付して行う貸付け）

第25条　協会員が貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結するにあたり、保証人として保証業者を付す場合、当該保証業者が十分な保証履行能力を有していることを資金需要者等に明示することが資金需要者保護の観点から必要と考えられる。このことから、協会員が保証業者を付すにあたり、当該保証業者が十分な保証履行能力を有していることを下記の例示により明示しなければならない。

＜指標の例＞

⑴　資本金
⑵　貸借対照表
⑶　損益計算書
⑷　その他当該保証業者が定める指標

＜明示方法の例＞

⑴　契約書への記載
⑵　別途パンフレット作成のうえ記載
⑶　ポスター
⑷　インターネット

（極度方式基本契約に係る返済期間の設定）

第26条　協会員は、資金需要者等との間で極度方式基本契約を締結する場合には、当該極度方式契約に基づく極度方式貸付けの返済が原則３年以内（ただし、極度額が30万円を超える場合には原則５年以内）に終了するようにしなければならない。ただし、極度額が100万円を超える場合において、返済能力その他の事情等にかんがみ、合理的理由がある場合には、この限りでない。

第２款　貸付けの契約を個人の顧客等との間で締結する場合における特則

（返済能力の調査等に係る基準）

第27条　協会員は、個人の顧客等（以下「個人顧客等」という。）との間で貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約を除く。）の締結を行う場合、返済能力調査を適切に実施するため、例えば、次に掲げる情報を考慮した返済能力の調査等に係る基準を設けなければならない。

⑴　収入又は収益その他の資力及び支出の状況
⑵　借入れの状況（借入件数、借入金額及び各貸付けに係る契約の内容（除外貸付け又は例外貸付けとなる契約となる場合は、その旨）等をいい、指定信用情報機関への照会を行った結果判明したものを含む。）
⑶　家族構成及び勤務先などの属性の状況
⑷　資金使途（資金需要者等による資金使途が未定若しくは協会員により使途目的を定めない場合は、その旨の記録等を行い、保存する。）

２　前項第２号に規定する「除外貸付け」とは、施行規則第10条の21第１項各号に定める貸付けに係る契約をいい、「例外貸付け」とは、施行規則第10条の23第１項各号に定める貸付けに係る契約をいう。

（返済能力の調査―指定信用情報機関を利用した調査）

第27条の２　協会員は、法令等に基づき、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。

２　協会員は、複数の指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結している場合において、少なくともいずれか一つの指定信用情報機関が保有する信用情報を使用し、個人顧客等との間で貸付けの契約を締結しない旨判断したときには、さらに、他の指定信用情報機関が保有する信用情報を必ずしも使用する必要はないものとする。

３　協会員は、法第13条第３項各号のいずれか又は法第13条の３第３項本文に該当することを確認した場合には、資金需要者である個人の顧客（以下「個人顧客」という。）から施行規則第10条の17第１項に定める書面又はその写し（電磁的記録を含む。以下「年収証明書」という。）の提出又は提供を適時にかつ適切に受けなければならない。ただし、協会員が既に当該個人顧客の年収証明書の提出又は提供を受けている場合は、この限りではない。

４　施行規則第10条の17第１項各号に規定された各書面は、以下の法令を根拠として交付されたものであれば、その書面の名称の如何を問わないものとする。

⑴　源泉徴収票・・・・・所得税法第226条第１項
⑵　支払調書・・・・・・所得税法第225条第１項
⑶　給与の支払明細書・・所得税法第231条
⑷　確定申告書・・・・・所得税法第120条第１項、地方税法第317条の２第１項
⑸　青色申告決算書・・・所得税法第143条
⑹　収支内訳書・・・・・所得税法第120条第６項
⑺　納税通知書・・・・・地方税法第１条第１項第６号
⑻　納税証明書・・・・・地方税法第20条の10
⑼　年金証書・・・・・・国民年金法第16条、国民年金法施行規則第65条、厚生年金保険法施行規則第82条等
⑽　年金通知書・・・・・所得税法第231条等

5　施行規則第10条の17第１項第８号に規定される「所得証明書」には、例えば、以下に掲げるものが含まれ、また、書面の名称の如何を問わないものとする。

⑴　根拠法令なく、行政サービスの一環として、地方公共団体が交付する所得・課税証明書

⑵　当該個人顧客の勤務先が発行する所得証明書（ただし、当該勤務先の代表者その他の権限を有する者の記名・押印により真正であると認められるものに限る。）

（返済能力の調査―途上与信）

第27条の３　協会員は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合には、法第13条の３第１項及び第２項の規定に基づく調査を適時にかつ適切に行うものとする。

2　協会員は、法令等に基づき、前項に規定する方法により実施した調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（信用情報提供等業務の休止時における取扱い）

第27条の４　法第41条の32第１項又は第２項に基づき指定信用情報機関による信用情報提供等業務が休止している場合において、協会員が指定信用情報機関の保有する信用情報の全部又は一部を使用することができないときは、法第13条第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）又は第13条の３第１項若しくは第２項の規定は適用しない。

2　指定信用情報機関がその休止した信用情報提供等業務を再開した場合、協会員は、速やかに法第13条第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）に基づく調査を行うものとする。

3　法第41条の32第３項に基づき指定信用情報機関による信用情報提供等業務が休止している場合であっても、法第13条の３第１項及び第２項に基づく期間の進行は停止しないものとし、指定信用情報機関による信用情報提供等業務が休止している間に３週間が経過した場合には、指定信用情報機関がその休止した信用情報提供等業務を再開した後、速やかに第13条の３第１項及び第２項に基づく調査を行うものとする。

（除外貸付け及び例外貸付け）

第27条の５　協会員は、第23条の規定にかかわらず、締結しようとする貸付けの契約が除外貸付け又は例外貸付けに該当する場合には、当該貸付けの契約を締結することができるものとする。

2　協会員は、施行規則第10条の21第１項第１号に規定する除外貸付けとして「不動産の建設若しくは購入に必要な資金（借地権の取得に必要な資金を含む。）又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約」（当該不動産を担保としない貸付けに係る契約並びに頭金又は外溝工事等を資金使途とした貸付けに係る契約を含む。）をした場合、不動産（借地権を含む。）の売買契約書、建設工事の請負契約書その他の締結した契約が同号に掲げる契約に該当することを証明する書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第21条の３第２項及び第３項を準用するものとする。

3　協会員は、例外貸付けとして、施行規則第10条の23第１項第３号に定める契約を締結した場合、次に掲げる書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第21条の３第２項及び第３項を準用するものとする。

⑴　当該個人顧客と配偶者との身分関係を証明する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第１項の指定都市にあっては、区長とする。）の証明書若しくは戸籍の抄本又は事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書面（住民票（続柄に、「夫（未届）」、「妻（未届）」など未届の配偶者である旨の記載があるもの）をいう。）

⑵　当該契約を締結することについての当該個人顧客の配偶者の同意書

4　前２項に掲げるほか、協会員は、除外貸付け及び例外貸付けに係る貸付けの契約を締結したときは、施行規則第10条の21第２項又は施行規則第10条の23第２項に基づき、同項各号に定める書面若しくはその写し又はこれに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない（ただし、施行規則第10条の23第１項第４号及び第５号に定める例外貸付けに係る貸付けの契約を締結したときは、第29条の５の定めに従う。）。なお、保存期間については、第21条の３第２項及び第３項を準用するものとする。

第３款　貸付けの契約を個人事業者である顧客等と締結する場合の特則

（個人事業者への適用）

第28条　協会員は、貸付けの契約を個人事業者である顧客等と締結する場合には、第１款、第２款及び第４款（第34条から第38条の規定に限る。ただし、第34条第１項、同条第５項第⑵号及び第37条における「法人」は「個人事業者」と、第37条における「第32条から第34条まで」は「第34条」と読み替えるものとする。）の規定のほか、本款の規定が適用される。

（安定的な収入といえるかどうかの判断）

第29条　協会員は、基準額（法第13条の２第２項に定義するものをいう。以下同じ。）の範囲内で個人事業者と貸付けの契約を締結する場合には、個人事業者の申告等に基づき、施行規則第10条の22第１項第４号に規定する年間の事業所得の金額が過去の事業所得の状況に照らして安定的といえるかどうかを判断することができるものとする。

2　事業所得を直近の年を含む複数年の連続した期間の事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合には、当該算定に用いたすべての年の年収証明書の提出又は提供を受ける必要がある。

（例外貸付けの確認）

第29条の２　協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し施行規則第10条の23第１項第４号に定める例外貸付けを行おうとする場合には、同条第２項第４号に定める「事業計画」、「収支計画」及び「資金計画」を記載した書面として、例えば協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に記載される別紙「借入計画書」を使用することができる。なお、別紙「借入計画書」の各記載事項の要素を満たすものであれば、協会員において独自に作成する書式等を使用することを妨げるものではない。

2　前項の規定は、施行規則第10条の23第２項第５号、施行規則第10条の28第１項第３号及び第４号に定める「事業計画」、「収支計画」及び「資金計画」においても準用する。

3　協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し、施行規則第10条の23第１項第４号ロかっこ書に該当する例外貸付けを行おうとする場合には、別紙「借入計画書」に代え、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況を確認し、当該状況を記載した書面を使用するものとする。

（起業して１年に満たない個人事業者の確認）

第29条の３　協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し施行規則第10条の23第１項第４号に定める例外貸付けを行おうとする場合において、当該資金需要者等が起業して１年に満たない個人事業者であるときには、開業に必要な公的な許可証、届出書又は事業を営む主たる事業所の所在地の賃貸借契約書、その他事業事実を疎明する書類等（いずれも写し、電磁的記録を含む。）の提出又は提供、若しくは当該所在地に臨場する等により、その事業の実態を確認しなければならない。

（過剰貸付けの禁止）

第29条の４　協会員は、個人事業者における資金使途が経常的な運転資金の場合には、特段の事由がない限り、過去の経営実績を踏まえて予測される当該事業年度における売上げの額を超える貸付けを行ってはならない。

（記録の保存）

第29条の５　協会員は、個人事業者向け貸付けに伴い、第29条及び第29条の３の規定により資金需要者等から取得した書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

2　協会員は、施行規則第10条の23第１項第４号及び第５号に定める例外貸付けに係る貸付けの契約を締結した場合は、同条第２項に基づき、同項第４号及び第５号に定める書面（第29条の２に定める書面を使用した場合には当該書面を含む。）若しくはその写し又はこれに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第21条の３第２項及び第３項を準用するものとする。

第４款　法人向け貸付けに関する特則

（目的）

第30条　本款は、法人向け貸付け（法人である顧客との間で締結する貸付けの契約に基づく貸付けをいう。）について、過剰貸付け防止等に関する規則の特例を定めるものである。

（法人であることの確認）

第31条　協会員は、資金需要者等が法人である場合には、商業登記簿謄本（電磁的記録を含む。）の提出又は提供を受けて法人の実態を確認しなければならない。

２　協会員は、資金需要者等が起業準備中にある開業予定事業者の場合には、その事業計画書又は電磁的記録の提出又は提供を受け、創業への意欲、進捗状況、開業の実現性を確認しなければならない。また、開業後は速やかに事業所を訪問し、事業者の事業の実態を確認するよう努めるものとする。

（返済能力の確認）

第32条　協会員は、法人との間で貸付けに係る契約を締結する場合には、事前に信用情報機関等を利用して借入額等の借入れの状況を確認することに努めなければならないものとする。

２　協会員は、法人の返済能力を確認する場合には、決算書、資金繰り表又は事業計画書等の書類又は電磁的記録の提出又は提供を受けなければならない。

（過剰貸付けの防止）

第33条　協会員は、法人の資金使途が経常的な運転資金の場合には、複数年の決算書又は資金繰り表（いずれも写し、電磁的記録を含む。）の提出又は提供を受けてその事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が返済能力を超える貸付け（以下「過剰貸付け」という。）となるか否かを判断しなければならない。

２　協会員は、法人の資金使途が前項に定めるもの以外のものである場合には、事業計画書、資金繰り表等の提出又は提供を受け、事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が過剰貸付けとなるか否かを判断しなければならない。

（保証能力を超える保証契約の防止）

第34条　協会員は、法人との間の貸付けに係る契約に基づく債務を主債務とする保証契約を個人との間で締結する場合には、第２項以下に定める規定に従うものとする。

２　協会員は、保証人となろうとする者から源泉徴収票、その他の当該保証人の年収の額、保有資産、返済能力を明らかにする事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録の提出又は提供を受けなければならない。

３　協会員は、保証人となろうとする者がすでに年収その他定期的収入の額の年額の三分の一以上の債務を負っている者との間では、原則として保証契約を締結してはならない。

４　協会員は、第24条第２項の規定に基づき、保証人に対する事前交付書面を、保証契約締結日の前日までに交付をしなければならない。ただし、同項の規定にかかわらず、当該資金需要が緊急性若しくは定時性を要する場合等（手形債務の支払等のための資金需要である場合等）であって、当該保証契約締結の相手方が当該顧客の定性的な評価、事業の定量的な評価を知り得る者であるとき、又は保証人となろうとする者が次項各号のいずれかに該当する場合には、保証契約締結の当日に交付することを妨げない。

５　第１項から第３項までの規定は、保証人となろうとする者が次に掲げる者である場合には適用しない。

⑴　資金需要者等たる法人の代表者、役員（ただし、当該法人から収入を得ていない取締役又は監査役若しくは社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人は除く。）

⑵　当該法人又は当該事業から得る収入で生計を一体となす者

⑶　法人

（第三者の不動産の担保提供を受ける場合の留意点）

第35条　第三者からの不動産担保提供を受ける場合、協会員は当該物件の所有権が他に移転し、その生活環境が変化しても生活に苦慮するような事情が内在されていないか、事前に不動産担保提供をする者に確認しなければならない。また、確認にあたりその第三者が容易に転居先を決めることが可能であるか、容易に環境の変化に対応する事が可能であるか等に留意した聴取等を行い、記録・保存しなければならない。ただし、担保提供者がこの規則第34条第５項各号に掲げる者である場合を除く。

（自己振出手形等の制限）

第36条　協会員は、資金需要者等との間で貸付けに係る契約を締結する場合において、その債務を履行するために自己振出手形又は先日付小切手の提供を事前又は事後に受けたときは、充当する債務を特定することができるようにその内容を管理し、書面等を資金需要者等に交付しなければならない。

２　協会員は、顧客から第三者による振出し又は引受けに係る手形の割引を行う場合には、その手形の担保又は保全としてその資金需要者等から重ねて自己振出手形又は小切手を徴求してはならない。

３　協会員は、前各項において資金需要者等から手形の振出しを受ける場合には、手形記載要件の支払場所が、銀行等の公共の金融機関ではない約束手形の振出しを受けてはならない。

（記録の保存）

第37条　協会員は、法人向け貸付けに伴い、第32条から第34条までの規定により資金需要者等から取得した書面又は電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第21条の３第２項及び第３項を準用するものとする。

（事業者金融分野における営業告知行為の制限）

第38条　協会員は、事業者でない個人に対して、法人又は個人事業者と同等の金融サービスが受けられると誤認させるような不特定多数に向けた営業広告を行ってはならない。

第５款　個人信用情報の提供等

（個人信用情報の提供）

第39条　協会員は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときは（以下、当該指定信用情報機関を「加入指定信用情報機関」といい、当該協会員を「加入協会員」という。）、加入指定信用情報機関に加入した日前までの貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び施行規則第30条の12で定めるものを除く。次項において同じ。）に係る個人信用情報（貸付けの残高があるものに限る。）を、加入指定信用情報機関に提供しなければならない。

２　加入協会員は、貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、個人信用情報を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。

３　加入協会員は、前２項に基づき加入指定信用情報機関に提供した個人信用情報に変更があったときには、遅滞なく、その変更内容を同機関に提供しなければならない。

（加入指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等）

第39条の２　加入協会員は、新たに貸付けに係る契約を締結するにあたって、資金需要者等から法第41条の36第１項及び第２項に定める同意を確実に取得し、当該同意に関する記録を作成し、当該同意に基づき加入指定信用情報機関が信用情報を保有している間保存しなければならない。

２　加入協会員は、新たに配偶者貸付契約（施行規則第10条の23第１項第３号に定める貸付けに係る契約及び施行規則第10条の28第１項第１号に定める極度方式基本契約をいう。）を締結するにあたっては、施行規則第30条の15第１項及び第２項に定める同意を取得し、当該同意に関する記録を作成し、当該同意に基づき加入指定信用情報機関が信用情報を保有している間保存しなければならない。

（目的外使用等の禁止）
第39条の３　加入協会員は、自ら又はその役員若しくは職員をして、次に掲げる調査（以下「返済能力等調査」という。）以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼（第１号の資金需要者等及び第２号の主たる債務者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供をしてはならない。
⑴　当該加入協会員における資金需要者等の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査
⑵　前号に掲げるもののほか、当該加入協会員が締結する保証契約に係る主たる債務者の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査
２　前項により禁止される使用とは、例えば以下に掲げる行為をいう。
⑴　勧誘又は勧誘リストの作成を目的として信用情報を使用すること。
　また、勧誘リスト等に信用情報について記載等をすること。
⑵　事件又は事故等のマスコミ報道等に関連して興味本位で信用情報を取り扱うこと（加入指定信用情報機関に照会することを含む。）
⑶　従業員等の採用選考のために信用情報を取り扱うこと（加入指定信用情報機関に照会することを含む。）
３　協会員は、第１項に掲げる事項に留意するため、社内態勢構築に努めなければならない。

第６款　非営利特例対象法人が行う特定貸付契約に係る特則

（特定貸付契約）
第39条の４　非営利特例対象法人である協会員が特定貸付契約（施行規則第１条の２の４第３項に定めるものをいう。以下同じ。）を締結する場合には、当該貸付けの契約が特定貸付契約に該当することを確認するものとする。
２　非営利特例対象法人である協会員は、法において特定貸付契約に関して特例措置が講じられている趣旨を踏まえ、その趣旨を潜脱する貸付け等が行われないように留意しなければならない。
３　協会員が非営利特例対象法人である場合、第１款から第４款までの規定については、法の規定を踏まえ、これを適用するものとする。

第７節　広告及び勧誘に関する規則

第１款　総則

（目的）
第40条　本節の定めは、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成18年11月29日衆議院財務金融委員会、同12月12日参議院財政金融委員会）を踏まえ、協会員が行う広告及び勧誘が協会員の重要な営業活動であるとともに、当該広告及び勧誘により提供される情報が資金需要者等による貸金業者及び商品選択に与える影響が大きいことにかんがみ、協会員が行う広告及び勧誘の適正な業務の運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。
（定義）
第41条　本節において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
⑴　貸金業の業務に関して行う広告
　協会員が行う貸金業法の適用のある契約に関する広告を指す。
⑵　個人向け貸付けの契約に係る広告
　協会員による個人を債務者とし無担保無保証で金銭を貸し付ける契約についての広告のうち、貸金業法第15条の適用があるものを指す。
⑶　企業広告
　その内容として当該企業の特定の商品やサービスの利用促進を訴求することなく、企業の理念や主張、姿勢又はイメージを一般消費者に伝える広告を指す。
⑷　貸付けの契約に係る勧誘
　特定の資金需要者等に対して、協会員が、貸金業法を根拠法とする貸付けの契約を締結することを促すことを指す。

（細則の制定及び遵守）
第42条　協会は、協会員がその貸金業の業務に関して行う広告、企業広告（貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でないものを含む。）を行うに当たっての遵守事項及び留意事項等を明確にした貸金業者の広告に関する細則（以下、この節において「細則」という。）を制定するものとし、協会員は、これを遵守しなければならない。
（広告に関する管理上の措置）
第43条　協会員は、貸金業の業務に関して行う広告に適用のある法令、告示その他の準則を遵守し、自らの広告により不当に顧客を誘引し、消費者である資金需要者等による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、広告に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

第２款　個人向け貸付けの契約に係る広告に関する規則

（個人向け貸付けの契約に係る広告表現）
第44条　個人向け貸付けの契約に係る広告表現については、次の各号に掲げる事項に十分に留意しなければならない。
⑴　安易な借入れを誘引する設定及び表現を避けること
⑵　貸付条件を明示すること
⑶　啓発的な要素を十分に取り入れたものにすること
⑷　児童及び青少年への配慮をすること
（広告審査）
第45条　協会員は、次の各号に掲げる個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得なければならない。
⑴　テレビＣＭ
⑵　新聞及び雑誌広告
⑶　電話帳広告
２　協会員は、前項各号以外に広告を出稿する場合においても、次に掲げる事項に十分留意しなければならない。
⑴　細則Ⅰ．４．⑴③で定める過剰借入への注意喚起を目的とする啓発文言の表示及び細則Ⅰ．４．⑵①②で定める当該文言の表示方法
⑵　細則Ⅰ．４．⑶で定める表現内容についての留意事項
⑶　細則Ⅰ．４．⑷で定める出稿先について
（協会員による説明）
第46条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿状況について、協会から説明を求められた場合において、本節及び細則の規定に則ったものであることを事後に説明することができるように、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿の実績一覧表を保存するなど、協会員において適切な措置を講じなければならない。
（新聞、テレビ等の業界諸団体との意見交換）
第47条　協会は、この規則第40条に掲げる目的を達成するために、新聞、テレビ、ラジオ等の業界諸団体及び広告代理店の業界諸団体との必要な意見交換に努めるものとする。

第３款　企業広告に関する規則

（目的）
第48条　本款は、第41条第３号に規定される企業広告に関し、屋外広告看板等の設置及び貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でないものの取扱い等について定め、もって多重債務問題への対応及び景観等への配慮に寄与することを目的として、協会員等はこれを遵守するものとする。
（定義）
第49条　本款における「屋外広告看板等」とは、屋外で公衆に表示される企業広告であって、以下に掲げる屋上広告看板及び壁面看板をいう。
⑴　「屋上広告看板」とは、建物の屋上に附帯させて設置する看板をいう。
⑵　「壁面看板」とは、建物の壁面を利用した一面の盤面が100平方メートル以上の看板をいう。

（屋外広告看板等に関する留意事項）
第50条　協会員等は、屋外広告看板等を設置するにあたり、本款の目的を踏まえ、次に掲げる各号を留意しなければならない。
⑴　細則Ⅴ．２．⑴で定める全般的な留意事項
⑵　細則Ⅴ．２．⑵で定める設置に関する留意事項
（協会員による説明）
第51条　協会員等は、自己の設置する屋外広告看板等について、協会から説明を求められた場合において、前条の規定に則ったものであることを説明することができるように、自己の設置する屋外広告看板等において各地方自治体より交付される屋外広告物許可書などを保管するなど、協会員等において適切な措置を講じなければならない。
（貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でない広告）
第52条　次の各号に掲げる事項の告知を目的とする広告に明確に該当するものは企業広告として取り扱うものとする。ただし、当該各号に掲げる事項の告知を目的とする広告であっても、貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でない広告に関しては、その取扱いについて協会員等は別途協会と協議しなければならない。
⑴　セミナー、シンポジウム、芸術・文化・スポーツイベント等の告知（協賛含む。）
⑵　挨拶、意見、主張、御礼、お詫び
⑶　新会社設立、企業提携又は合併、社名又はマーク変更
⑷　周年、株式上場、店頭公開、ブックビルディング
⑸　ＣＳＲ
⑹　法改正、規制緩和、制度改革
⑺　人材募集
⑻　社名、相談窓口、企業概要
⑼　消費者等に対する啓発

第４款　貸付けの契約に係る勧誘に関する規則

（目的）
第53条　協会員は、資金需要者等の利益の保護という法の目的にかんがみ、本款に定める事項を遵守しなければならない。
（貸付けの契約に係る勧誘の承諾）
第54条　協会員は、債務者等に対して貸付けの契約に係る勧誘を行うに際しては、当該債務者等から当該勧誘を行うことについての承諾を得なければならない。当該承諾の取得方法としては、例えば次の各号に掲げる方法が考えられる。
⑴　店頭窓口において口頭での承諾の事実を確認し、当該承諾に係る記録を作成及び保管する方法
⑵　協会員のホームページを用いて承諾を取得する方法
⑶　自動契約機又は現金自動設備などのタッチパネル上において承諾を取得する方法
⑷　電話通信の方法により承諾を取得する方法
⑸　書面により承諾を取得する方法
２　協会員は、前項第２号から第４号に規定する方法により承諾を受けた場合には、当該承諾の事実を事後に確認できるよう記録・保存しなければならない。
３　協会員は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不適当と認められる貸付けの契約の勧誘を行ってはならない。
４　協会員は、資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識した場合には、貸付けの契約の締結に係る勧誘を行ってはならない。
５　協会員は、勧誘リスト等を作成するにあたっては、当該勧誘リストに個人信用情報の記載等をすることがないよう留意しなければならない。
（再勧誘に関する留意事項）
第55条　協会員は、勧誘の対象となる者との間の契約関係の有無にかかわらず、勧誘の対象となる者の私生活や業務の平穏を保護する必要がある。借入れに関する合理的な判断を確保する観点から禁止されるべき再勧誘の期間及び範囲は、当該対象者の置かれた状況等により異なるため、これを一概に示す事は困難であるが、協会員は、当該対象者が当初の勧誘に対して示した拒否の意思表示に応じ、概ね以下を目処として対応しなければならない。また、協会員は、その拒否の事実を記録し、協会員が自ら定める期間、これを保存しなければならない。
⑴　当該資金需要者等が、協会員からの勧誘を一切拒否する旨の強い意思表示を行った場合（例えば、資金需要者等から協会員に対して「今後一切の連絡を断る」旨の意思の表示が明示的にあった場合等）
　当該意思の表示のあった日から最低１年間は一切の勧誘を見合わせるものとし、当該期間経過後も架電、ファックス、電子メール若しくはダイレクトメール等の送信又は訪問等、当該資金需要者等の私生活や業務に与える影響が大きい方法による勧誘は行わないこととする。
⑵　当該資金需要者等が、協会員が勧誘を行った取引に係る勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の明確な意思の表示を行った場合（例えば、当該勧誘対象者から協会員に対して、勧誘に係る取引について「今はいらない。」「当面は不要である。」等の一定の期間当該取引に係る勧誘を拒否する旨の意思を明示的に表示した場合等）
　当該意思表示のあった日から最低６ヶ月間は当該勧誘に係る取引及びこれと類似する取引の勧誘を見合わせるものとする。
⑶　前各号に掲げる場合以外の場合であって、当該勧誘対象者が勧誘に係る取引についての契約を締結しない旨の意思を表示した場合
　当該意思表示のあった日から最低３ヶ月間は当該勧誘に係る取引及びこれと類似する取引の勧誘を見合わせるものとする。
２　前項の規定により禁止される勧誘の態様は、次の各号に掲げる方法による勧誘その他の勧誘の対象となる者の私生活又は業務の平穏を害する勧誘をいい、協会員は、資金需要者等による拒絶の意思の内容に応じて、前項各号に定める対応をしなければならない。
⑴　資金需要者等の居宅又は勤務先その他居宅以外の場所への架電
⑵　資金需要者等が所有し、又は勤務先から貸与を受けた携帯電話への架電

第５款　貸付けの契約に係る説明に関する規則

（適合性の原則）
第55条の２　協会員は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不適当と認められる貸付けの契約に係る説明（貸付けの契約の締結の勧誘時、貸付けの契約締結時、取引関係の見直し時等における説明をいう。）を行わないようにしなければならない。

第７節の２　書面交付にかかる規則

（書面交付に関する留意点）
第55条の３　協会員は、法に基づく書面の交付を行うに際し、書面交付を受ける資金需要者等の意思を十分に尊重することにより、その適正な業務の運営を確保するとともに、資金需要者等の利益の保護を図ることとする。
（社内態勢整備）
第55条の４　協会員は、法に基づき適切な書面の交付を行うための社内態勢整備に努めるにあたり、この規則第11条に留意しなければならない。
（変更書面の交付）
第55条の５　協会員は、重要事項（当該事項を変更した場合に法第17条第１項から第５項までの各後段に基づき書面の交付が必要となる事項をいう。）を変更した場合、法第17条第１項から第５項までの各後段に基づき、書面の交付を行うものとする。
２　協会員は、債務者等と更改契約（民法第513条）を締結する場合には、法第17条に基づく書面のみならず、法第16条の２に基づく書面を交付しなければならない。

第８節　取立て行為に関する規則

（目的）

第56条　本節の規定は、協会員が法第21条の取立て行為の規制に違反することなく、債務者等に債権の取立てを行うに際し、その適正な業務の運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。

（社内態勢整備）

第57条　協会員は、取立て行為を行うにあたり、定められる法及び関連する法律を遵守するとともに、以下に掲げる行為は法第21条第１項に定める「威迫」及び「その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動」に該当する恐れがあること、また、この規則第58条、第59条及び第60条を留意し必要な社内態勢整備に努めなければならない。なお、社内態勢整備にあたっては業容規模や個人又は事業者を対象にした契約内容により、その方法は一律に定められるものではないが、自らの業務形態を踏まえた上で、電話、訪問、文書、電子メールなど態様別に、且つ、出来うる限り客観的な基準を設け整備を行う必要がある。また、債務者等以外にも、代理人弁護士や司法書士、親族及び第三者に対しても留意しなくてはならない。

⑴　大声をあげたり、乱暴な言葉を使うなど暴力的な態度をとること。

⑵　多人数で訪問すること。

例示として、３名以上が挙げられる。

⑶　不適当な時期に取立ての行為を行うこと。

例示として、以下が挙げられる。

イ　親族の冠婚葬祭時

ロ　年末年始（12月31日から１月３日）

ハ　債務者等の入院時

ニ　罹災時

⑷　債務処理を代理人弁護士又は司法書士に委託し、または債務処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続きをとったことが弁護士又は司法書士、裁判所から通知された場合、又は債務者等からの電話その他の方法をもって判明した場合、若しくは公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入通知を受領した場合、その後債務者等に支払を要求すること。

⑸　反復継続した取立て行為を行うこと。

例示として、以下が挙げられる。

イ　電話を用いた債務者等への連絡を、１日に４回以上行うこと。

ロ　電子メールや文書を用いた連絡を、前回送付または送信から３日以内に行うこと。

⑹　親族または第三者に対し、支払いの要求をすること。

例示として、以下が挙げられる。

イ　各態様において、あたかも返済義務があるような旨を伝えること。

ロ　支払い申し出があった際、支払い義務が無い事を伝えないこと。

２　取立て行為を行うにあたり次の事項を記録・保存しなければならない。

⑴　相手先（債務者等、代理人弁護士、親族または第三者の別）

⑵　日時、場所及び手法（電話、訪問、文書、電子メールの別）

⑶　担当者

⑷　内容（相手先との折衝内容、文書内容を含む。）

（正当な理由を有さない取立ての禁止）

第58条　法第21条第１項第１号に規定する「正当な理由」の有無については、個別の事実関係に即して判断するべきものであるが、例えば、次の各号のような場合には、特段の事情がない限り「正当な理由」が認められない可能性が高いものと考えられる。

⑴　債務者等の自発的な承諾がない場合

⑵　債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にある場合

（社会通念に照らし相当と認められないことその他正当な理由がない取立ての禁止）

第59条　法第21条第１項第２号に規定する「社会通念に照らし相当と認められないことその他正当な理由」の有無については、個別の事実関係に即して判断するべきものであるが、例えば、以下のような場合には、特段の事情がない限り社会通念に照らし相当と認められる可能性が高いものと考えられ、取立てをすることは出来ない。

⑴　次の各号に該当する場合その他債務者の申出に合理性があると認められる場合

イ　債務者等が申し出た弁済期日が、当該申出の日から１ヶ月を超えない範囲で弁済期日を示された場合であって、当該期日に近接して給料日その他確実な収入が見込まれる日が存在するとき。

ロ　直近において債務者等から弁済や連絡に関する申し出が履行されている場合

ハ　通常の返済約定を著しく逸脱したとは認められない申し出がなされた場合

ニ　申し出に係る返済猶予期間中に債務者等が申出内容に反して他社への弁済行為を行う等の事情が認められない場合

ホ　申し出に係る返済猶予期間中に債務者等に支払停止、所在不明等債務者から返済を受けることが困難であることが確実と認められる事情が生じていない場合

（正当な理由を有さない居宅以外への取立ての禁止）

第60条　法第21条第１項第３号に規定する「正当な理由」がある場合とは、協会員において債務者等の居宅への架電等の通常考えられる合理的な手段を講じたにもかかわらず、債務者等との連絡が困難な場合及び連絡を拒否する場合に、債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にないと判断するような場合をいい、特段の事情のない限り、例えば次のような場合が「正当な理由」があると認められる可能性が高いものと考えられる。

⑴　債務者等から自発的な承諾がある場合

⑵　債務者等が申告した住所その他の連絡先を事前連絡なく変更したおそれがある場合

⑶　２日以上にわたり、かつ異なる時間帯に債務者等の居宅に複数回の架電等を行ったにもかかわらず、当該債務者等に連絡が取れないなどの状況にあり、居宅以外の場所に架電等の措置をとる必要性が認められる場合

⑷　債務者等から連絡を受ける時期の申出を受けたため、当該申出に従い連絡したにもかかわらず、連絡を取れない状況が３回以上続いている場合

第９節　取引履歴の開示に関する規則

（目的）

第61条　本節の規定は、債務者又は債務者等であった者（以下、この節において「債務者等」という。）が行う自身の取引の履歴開示請求に対し、協会員は、信義則に基づき誠実に対応しなければならない。また、開示にあたっては請求者が顧客等本人であることの確認を十分かつ適切に行う上での協会員が行うべき手続等を定めることを目的とする。

（本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認の方法）

第62条　協会員は、債務者等若しくはその代理人又は公的機関から当該債務者等についての取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、取引履歴の開示請求を行った者の資格について次項以下の規定に従い十分かつ適切に確認を行わなければならない。

２　協会員は、債務者等から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、協会員は、その保管する貸付けの契約その他の取引に関係する書類に記載された情報を用いることなどにより、債務者等の負担がより少ない方法により債務者等本人であることが確認できる場合など、合理的な方法により確認することができる場合には、当該方法を用いて確認をすることが適切である。また、債務者等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）施行規則第７条に規定する本人確認書類（写しを含む。以下「本人確認書類」という。）の提示を求めることもできるものとする。

3　協会員は、債務者等から委任を受けた代理人（以下「代理人」という。）から当該債務者等の取引に係わる取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該代理人が債務者等に代わり債務の弁済を行おうとする者であり過去に弁済の取引がない場合や、開示の求めに際して提示された書面の記載内容に不審な点がある場合等、確認を慎重に行わなくてはならない。

4　前項の規定にかかわらず、協会員は、債務者等から委任を受けた代理人が弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士法第３条第２項に規定する司法書士若しくは司法書士法人（以下まとめて「弁護士等」という。）である場合には、次に掲げる事由につき、次に定める方法により確認することができるものとする。

⑴　債務者等から弁護士等が当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示について委任を受けたこと

イ　弁護士等から、債務者等から取引に関わる取引履歴の開示について委任を受けた旨及び債務者等に係る確認のための情報（債務者等の氏名・自宅住所・生年月日等。以下「属性情報」という。）が十分に記載された通知（債務整理等に係る受任の通知を含む。）を受ける方法

ロ　債務者等との面談又は電話における協議において、債務者等から取引に関わる取引履歴の開示について代理人に委任をする意思表示（債務整理等の委任に係るものを含む。）がされ、弁護士等である代理人から遅滞なく受任の通知を受ける方法

⑵　弁護士等が委任を受けた本人であること

開示を求める受任の通知における委任を受けた弁護士等の氏名及び所属する事務所の名称、住所及び電話番号等の記載に基づき、当該弁護士等の所属する弁護士会又は司法書士会に対して照会して確認する方法

5　協会員は、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会が債務者等から依頼を受けて行う弁済計画の策定に関し、同協会から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該請求が真正の「介入通知書」によるものであること、及び当該債務者等の「依頼書」が添付されていることを確認することによって行う。

6　協会員は、公的機関から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該公的機関に対し、その開示を求める法令等の根拠について確認をしなければならない。なお、公的機関から開示を求められた場合であっても、債務者等の個人情報が必要以上に開示されることがあってはならず、公的機関について事実関係の確認を十分に行わなければならないが、債務者等の属性情報が、閲覧又は謄写の請求を受けた協会員が管理している個人情報と相違している場合その他当該公的機関について開示を求められた内容に不明な点がある場合などは、当該公的機関に所要の確認を行うなど万全を期するよう留意しなければならない。

（取引履歴の開示の方法）

第63条　協会員は、債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、開示する営業所等を指定し、そこにおいて取引履歴を記載した書面の交付を行うこととする。

2　協会員は、債務者等の取引に係る取引履歴を記載した書面の交付の請求を受けた場合には、請求を行った者に対し当該複製を郵送する方法又はインターネットを利用する方法等協会員が定める方法によりこれに応じることができる。

第10節　過払金支払に関する規則

（振込口座）

第64条　協会員は、いわゆる過払金の支払いは、多重債務者の家計再建を資することもその目的の一つとなっていることから、その支払いを行うにあたり、当該債務者等に対して過払金総額の通知を行い、当該債務者等が指定した届け出口座に振込みによる支払を行うことができるものとする。

2　協会員は、前項の規定にかかわらず、債務者等が弁護士等に委託をしている場合、過払金の返還を行うにあたり、その振込先口座について、債務者自身の口座であるか又は弁護士等の口座であるかについて、書面により確認を行うことができるものとする。

第11節　債権譲渡等に関する規則

（目的）

第65条　本節の規定は、協会員が貸付けに係る契約に基づく債権（以下「貸金債権」という。）を他人に譲渡する場合には、法第24条第１項で定められた債権譲渡に関する規定を遵守するとともに、債権回収会社その他適切な第三者に対して債権譲渡が行われることを確保し、また、譲渡債権に関する帳簿の備付け並びに閲覧及び謄写を適正に行われることを確保し、もって債務者等の利益の保護を図ることを目的とする。

（譲渡の相手方等の選定等）

第66条　協会員が貸金債権を他人に譲渡するにあたっては、譲受人が貸金業者や債権回収会社など金銭債権の管理及び回収業務につき専門的な知識及び経験を有する者となるよう留意しなければならない。

2　貸し手と借り手の間で債権の存在や債権の金額、残元本の金額について認識が一致していないものや債務者において支払いを遅延し回収困難にあるものなど、通常の状態では回収できない、いわゆる不良化した「事件性」のある債権について、他人から委託又は譲渡を受けて、管理又は回収を業として行う場合には、弁護士法や債権管理回収業に関する特別措置法に抵触するおそれがあることに留意するとともに、債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）第18条第５項において、利息制限法に定める制限額を超える利息・賠償金の支払いの約定がなされている債権について、利息制限法の制限額内に引き直さずに履行の要求を行うことが禁止されていることに留意し、引き直し後の残債権額が０円以下のものが含まれないよう留意しなければならない。

（譲渡債権に係る帳簿の開示及び保管）

第67条　協会員が債権譲渡を行うにあたっては、債務者等からの問合わせ及び取引履歴の開示請求等に適切に対応できるように、債権譲渡契約において譲渡人及び譲受人の双方が行う役割分担を明確にすることに留意し、債務者等に送付する債権譲渡に係る通知書に明記するよう努めるものとする。なお、協会員が廃業に伴って債権の譲渡を行った場合には、譲渡の日から10年間帳簿を保管して、債務者等からの閲覧又は謄写の請求に応じる措置を講じるよう努めるものとする。

附　則（平19.12.19）

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則（平20. 3. 1）

この改正は、平成20年３月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第74条第２項を改正。

附　則（平20. 5. 1）

この改正は、平成20年５月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第11条第１項を改正。

附　則（平21. 6.18）

この改正は、平成21年６月18日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第11条第１項、第24条１項、第43条１項、第53条第１項、第３項、第54条第１項、第55条を改正。

附　則（平22. 6.18）

1　この改正は、平成22年６月18日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第11条、第11条の２、第11条の３、第11条の４、第15条
第15条の２、第15条の３、第15条の４、第16条、第17条
第18条、第19条、第20条、第21条、第21条の２、第21条の３
第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第27条の２
第27条の３、第27条の４、第27条の５、第28条、第29条
第29条の２、第29条の３、第29条の４、第30条、第31条
第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第39条
第39条の２、第39条の３、第39条の４、第48条、第52条
第59条、第62条、第67条の２、第67条の３、第67条の４、第67条の５、第69条を改正。

2　前項の規定にかかわらず、第11条第７号、第17条、第18条及び第19条に係る改正は、平成22年10月１日から施行する。
3　協会は資金需要者の実態等を勘案し、必要があると認めるときは、この規則による改正後の規定の実施状況について検討を加え、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附　則（平25. 4. 1）

この改正は、平成25年４月１日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第11条、第74条を改正。

附　則（平25.10. 1）

この改正は、平成25年10月１日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第15条、第39条の３を改正。

附　則（平26. 6. 10）

この改正は、平成26年６月10日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第３条、第11条を改正。

附　則（平28.10. 1）

この改正は、平成28年10月１日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第11条を改正。

附　則（平28.12. 1）

この改正は、平成28年12月１日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第３条、第15条、第22条を改正。

附　則（平30. 6. 1）

この改正は、平成30年６月１日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第３条、第11条を改正。

附　則（令 2.11. 2）

この改正は、令和２年11月２日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第３条、第６条、第21条、第21条の２、第27条の２、第29条の３、第31条、第32条、第33条、第34条、第37条、第39条の４、第48条、第58条、第60条、第69条、第74条を改正。

附　則（令 4. 2.28）

この改正は、令和４年２月28日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第11条を改正。

附　則（令 4. 5.20）

この改正は、令和４年５月20日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第11条を改正。

附　則（令 5.10.31）

この改正は、令和５年10月31日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第27条の５、第28条、第29条の２、第29条の５、第34条、第37条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第59条を改正。

附　則（令 6. 9. 5）

この改正は、令和６年９月５日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第57条、第63条を改正。

附　則（令 7. 3.10）

この改正は、令和７年３月10日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第15条を改正。

関東地方整備局公示

利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和７年３月21日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶８隻
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
⑴　保管した工作物の放置されていた場所　千葉県銚子市忍町地先（船舶１隻）　千葉県銚子市桜井町地先（船舶１隻）　茨城県神栖市矢田部地先（船舶２隻）　茨城県神栖市波崎地先（船舶４隻）
⑵　当該工作物を除却した日　令和６年12月５日
3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和６年12月５日
⑵　保管の場所　茨城県神栖市太田地先
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所占用調整課に申し出ること。
5　問い合わせ先　千葉県香取市佐原イ4149　国土交通省関東地方整備局　利根川下流河川事務所占用調整課　電話0478―52―6367

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　三十二号
㈢　占用を制限する区域

区域	備考
香川県仲多度郡まんのう町追上字下大口一三五番四から同郡まんのう町追上字下大口一三三番一まで	
香川県仲多度郡まんのう町追上字下大口一五七番二から同郡まんのう町追上字下大口一四五度四番一まで	
香川県仲多度郡まんのう町追上字向江二五〇番一四から同郡まんのう町追上字三反地二〇七番二	

(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年三月二十一日
(七) 図面縦覧場所	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

産　業

日本産業規格

令和７年３月21日に下記の日本産業規格を制定並びに改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年３月21日　　経済産業大臣　武藤　容治

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

計器用変成器（標準用及び一般計測用）―第１部：通則	C1732―1
計器用変成器（標準用及び一般計測用）―第２部：変流器	C1732―2
計器用変成器（標準用及び一般計測用）―第３部：計器用変圧器	C1732―3
遮熱コーティングの高温熱伝導率測定方法	H8456
工業用水酸化ナトリウム―第３部：塩化物含有量の求め方―第３節：電位差滴定法，電量滴定法	K1200―3―3

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

建築用ガスケット	A5756
建築用構造ガスケット	A5760
工業プロセス用調節弁―第２部：流れの容量―第３節：試験手順	B2005―2―3
工業プロセス用調節弁―第８部：騒音―第３節：調節弁の空気力学的流動騒音の予測方法	B2005―8―3
工業プロセス用調節弁―第８部：騒音―第４節：調節弁の水力学的流動騒音の予測方法	B2005―8―4
アーク溶接装置―第７部：トーチ	C9300―7
ディーゼル機関―燃料噴射装置の用語―第５部：コモンレール燃料噴射システム	D0116―5
自動車及びタイヤの車外騒音測定のための試験用路面	D8301
接着絶縁レール	E1125
伸縮継目	E1126
船用鉛蓄電池	F8101
ピアノ線	G3522
りん青銅及び洋白の板及び条	H3110
ばね用のベリリウム銅，チタン銅，りん青銅，ニッケル―すず銅及び洋白の板及び条	H3130
ベリリウム銅，りん青銅及び洋白の棒及び線	H3270
溶融アルミニウムめっき	H8642
細幅Ｖベルト	K6368
ライトコンベヤベルト―最大引張強さの求め方	K6378―7
プラスチック―高温空気炉を用いる着火温度の求め方	K7193
１―アミノ―２―ナフトール―４―スルホン酸（試薬）	K8050
アリザリンレッドＳ（試薬）	K8057
塩化カルシウム（試薬）	K8123
塩化銅（Ⅰ）(試薬)	K8138
塩化ナトリウム（試薬）	K8150
塩化ニッケル（Ⅱ）六水和物（試薬）	K8152
１―オクタノール（試薬）	K8213
酢酸ブチル（試薬）	K8377
酢酸メチル（試薬）	K8382
酸化亜鉛（試薬）	K8405
ジフェニルアミン（試薬）	K8487
水酸化カルシウム（試薬）	K8575
ニトロベンゼン（試薬）	K8723
ピロガロール（試薬）	K8780
２―ブタノール（試薬）	K8812
りん酸水素二ナトリウム・12水（オキシダント測定用）(試薬)	K8828
１―プロパノール（試薬）	K8838
ホルムアルデヒド液（試薬）	K8872
ホルムアミド（試薬）	K8873
４―メチル―２―ペンタノン（試薬）	K8903
硫酸アンモニウム（試薬）	K8960
硫酸カリウム（試薬）	K8962
硫酸アンモニウム鉄（Ⅲ）・12水（試薬）	K8982
硫酸リチウム一水和物（試薬）	K8994
りん酸二水素カリウム（試薬）	K9007
レソルシノール（試薬）	K9032
ニトロメタン（試薬）	K9523
ジメチルスルホキシド（試薬）	K9702
２，２，４―トリメチルペンタン（試薬）	K9703
品質マネジメントシステム―要求事項	Q9001
環境情報の妥当性確認及び検証を行う機関の一般原則及び要求事項	Q14065
溶接管理―任務及び責任	Z3410

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

計器用変成器―（標準用及び一般計測用）　第１部：変流器	C1731―1
計器用変成器―（標準用及び一般計測用）　第２部：計器用変圧器	C1731―2
電気銅地金の光電測光法による発光分光分析方法	H1103
形銅	H2123
溶融アルミニウムめっき試験方法	H8672
職業分類コード	X0404